

本庄市埋蔵文化財調査報告第7集

埼玉県本庄市

本庄遺跡群発掘調査報告書II

—久下東遺跡・遺構編—

本庄市教育委員会

埼玉県本庄市

本庄遺跡群発掘調査報告書II

—久下東遺跡・遺構編—

本庄市教育委員会



1 第2号住居址カマド



2 第8号住居址編みもの石

序 文

本庄市は水清く、埋蔵文化財も極めて多く分布しており、昔より住みやすい風土であったことが伺えます。現在は埼玉県北西部に位置する児玉郡市広域圏市町村の中核都市として、工場誘致、市街地の拡大等明日への振興をゆざし、諸開発が行われております。

このような中で、埋蔵文化財の保護対策は必然的な命題となっており、本庄市教育委員会では昭和55年度より社会教育課に文化財保護係を置き、昭和57年度から国庫補助事業『本庄市内遺跡』の調査が開始される運びとなりました。その成果は昨年、「本庄遺跡群発掘調査報告書」として刊行されましたが、今回はその第2編にあたります。

今回報告する久下東遺跡からは、本庄市の歴史の一端を物語る貴重な資料を得ることができましたが、調査及び報告にあたっては文化庁、埼玉県教育局文化財保護課の御指導を得ました。また、調査にあたっては、その補助と作業を快く手伝っていただいた茂木秀敏、大東今日子、井上富美子諸氏。あるいは、御協力をいただきました本庄市民のみなさま方に対し、心より感謝の意を表する次第であります。

現状では体制、施設の充実、あるいは埋蔵文化財保護指導要綱の実施など、多くの課題が山積みにされていますが、担当課、担当職員ともども鋭意努力して実施していくことをお約束しまして、序に代えさせていただきます

昭和60年3月30日
本庄市教育委員会
教育長 坂本敬信

例 言

1. 本書は、本庄市教育委員会が昭和57年度に実施した本庄市遺跡群範囲確認緊急調査報告書である。
2. 調査は国庫補助金を得て実施した。内訳は国庫 4,500,000円、県費 2,250,000円、市負担 2,253,000円の計 9,003,000円で行なった。
3. 発掘調査は本庄市教育委員会が実施し、長谷川勇、増田一裕が担当した。調査組織は第1章第3節に記したとおりである。
4. 本報告書の執筆、編集は増田が行なった。
5. 本調査及び報告書刊行に際して次の諸機関、諸氏より御指導、御助言をいただいた。記して感謝の意を表します。
文化庁、埼玉県教育委員会文化財保護課、塩野 博、梅沢太久夫、宮崎朝雄、水島治平、鈴木徳雄
6. 遺構実測に際しては石橋桂一、大東今日子、井上富美子他の補助を得て行なった。又、諸作業については茂木秀敏、笠本源一、荒井幸太郎他諸氏の御協力を得た。時間等制約の多い中、快く作業を進行できたことに感謝します。
7. 調査作業にあたっては、下記の方々の協力を得た。明記して感謝の意を表します。

茂木 秀敏	笠本 源一	荒井幸太郎	堀田 依包	八木 道良
原 功	木村 金作	木村 喜平	門倉 正治	久保田小四郎
折茂 武年	戸谷 安雄	石橋 桂一		
関根 典子	大東今日子	井上富美子	久保田かづ子	津久井八重子
大谷八重子	渡辺 宣子	石橋由喜子	久保田知恵子	野口 雅子
新井詠美子	畠山 順子	井上三枝子	大東 祐子	島田実千代
板垣 美砂	竹本美紀子	四方はる江	高柳 マサ	飯野 キク
榊 安枝	中村ヤエ子	小林かつ江		

目 次

序 文	
例 言	
目 次	
挿図目次	
写真目次	
第1章 調査の経緯と経過	1
第1節 本庄市遺跡群調査の経緯	1
第2節 昭和57年度の事業経過	1
第3節 調査の組織	2
第4節 調査日誌抄	2
第2章 地理歴史的環境	4
第1節 地理的環境	4
第2節 歴史的環境	4
第3章 久下東遺跡	6
第1節 遺跡の沿革	6
第2節 第1次調査地点	11
第3節 第2次調査地点	13
第4章 考 察	23
(1) 歴史地理的考察	23
(2) 考古学的考察	24
(3) 民俗学的考察	28
第5章 結 語	32
写真図版	

挿図目次

第1図 調査地点位置図	3
第2図 調査地点と遺構位置図	6
第3図 第1次調査地点全測図	7
第4図 第1次調査地点拡張区遺構図	8
第5図 第1次調査地点土層図	9
第6図 第2次調査地点遺構全測図	12
第7図 第1号住居址実測図	13
第8図 第2号住居址実測図	14
第9図 第3、10号住居址実測図	15
第10図 第4号住居址実測図	16
第11図 第5、11号住居址実測図	17
第12図 第6、12、13号住居址実測図	18
第13図 第7号住居址実測図	19
第14図 第8、9号住居址実測図	20
第15図 久下塚周辺における水田分布図	23
第16図 ピット群配置図	24
第17図 住居遺構の配置企画図	26
第18図 第8号住居址の復原	27
第19図 第1類扁平礫分布状態集成	28
第20図 俵編み民具資料	29

写真図版目次

- | | | | |
|------|--------------------|------|--------------------|
| 1-1 | 第1次調査地点遠景 | 17-1 | 第3号住居址扁平礫出土状態 |
| 1-2 | 第1次調査地点溝2 | 17-2 | 第4号住居址 |
| 2-1 | 第1次調査地点作業風景 | 18-1 | 第2、4号住居址切り合い状態 |
| 2-2 | 同上 | 18-2 | 土壇1検出状態 |
| 3-1 | 第1次調査地点第2トレンチ | 19-1 | 第5号住居址 |
| 3-2 | 第2トレンチ砂礫堆積状態 | 19-2 | 第5号住居址内カマド |
| 3-3 | 第1トレンチ開掘状態 | 20-1 | 第6、12、13号住居址、ピット群 |
| 4-1 | 第1次調査地点溝1断面 | 20-2 | 同上 |
| 4-2 | 第1次調査地点溝2断面 | 21-1 | 溝1、2、第8号住居址 |
| 5-1 | 第1次調査地点敷石検出状態 | 21-2 | 第8号住居址 |
| 5-2 | 同上(トレンチ拡張後検出状態) | 22-1 | 第8、9号住居址 |
| 6-1 | 第1次調査地点溝3上敷石 | 22-2 | 第8号住居址内土器出土状態 |
| 6-2 | 第1次調査地点溝3 | 23-1 | 第8号住居址カマド横床面土器出土状態 |
| 7-1 | 第1次調査地点西側試掘トレンチ状態 | 23-2 | 同上 |
| 7-2 | 同トレンチ内土層状態 | 24-1 | 第8号住居址床面出土土器 |
| 8-1 | 久下東遺跡(第2次調査地点付近)遠景 | 24-2 | 同上 |
| 8-2 | 第2次調査地点近景 | 25-1 | 第8号住居址内南東部土器出土状態 |
| 9-1 | 第2次調査地点発掘風景 | 25-2 | 第8号住居址南角扁平礫集石状態 |
| 9-2 | 同上 | 26-1 | 第8号住居址カマド左側土器出土状態 |
| 10-1 | 第2次調査地点遺構全景 | 26-2 | 第9号住居址土器出土状態 |
| 11-1 | 第1号住居址内土器出土状態 | 27-1 | 第10号住居址 |
| 11-2 | 第1号住居址内土器出土状態 | 27-2 | 第11号住居址 |
| 12-1 | 第1号住居址土器出土状態 | 28-1 | 第11号住居址内坏出土状態 |
| 12-2 | 第1号住居址紡錘車出土状態 | 28-2 | 同上 |
| 13-1 | 第2(後方)、3(手前)号住居址 | 29-1 | 溝1 |
| 13-2 | 第2号住居址カマド | 29-2 | 溝2 |
| 14-1 | 第2号住居址カマド | 29-3 | 溝1断面 |
| 14-2 | 同上 | 30-1 | 久下東遺跡パノラマ写真 |
| 15-1 | 第2号住居址土器出土状態 | | |
| 15-2 | 同上 | | |
| 16-1 | 第2号住居址貯蔵穴内土器出土状態 | | |
| 16-2 | 第2号住居址内円筒埴輪出土状態 | | |

第1章 調査の経緯と経過

第1節 本庄市遺跡群調査の経緯

本庄市は埼玉県北西部に位置する。市面積約36.5km²人口55000名を数え、江戸時代には中仙道最大の宿場町として栄えたが、現在では児玉郡市の中核都市となり、再びめざましく発展しつつある。このような傾向は昭和50年代に入って特に著しく児玉工業団地、本庄住宅団地、駅南地域、小島南地域の開発、金鑽大通り線、南大通り線等の大規模造成や道路改修に見る都市計画に反映されている。しかし、市域の3分の1強に埋蔵文化財を包蔵する現状では、開発行為と対称的に埋蔵文化財の調査も多くなっている。これに対応すべく、本庄市では昭和55年度より国庫、県費補助金を得て県選定重要遺跡であり、開発が著しい地域にあたる「旭・小島古墳群」の範囲確認調査を実施するに至った。さらに、昭和57年度より対象地域を本庄市全域に拡大して、国庫並びに県費補助金事業「本庄市遺跡群発掘調査」等1年度として着手することになった。

第2節 昭和57年度の事業経緯

同年度の調査は3ヶ所に係る。内2つは本庄市遺跡地図によると本庄64、65号遺跡にあたる。両遺跡内で開発行為許可申請が提出されたのは昭和58年1月であった。以下に発掘に至る経過と手続きを記する。

昭和58年1月20日付けで、大字北堀字久下塚1319—1番地の土地所有者である飯塚元一氏より、個人住宅建設のため埋蔵文化財の有無と対応のための協議書が提出された。これに対し、昭和58年2月7日付け本教社発第37号で埋蔵文化財の所在に関する回答文書を出した。すなわち、本庄65号遺跡の範囲内にあたること、現状保存が望ましい旨を記した。一方、昭和58年2月10日付けで、大字北堀字久下塚1298—2、他に係る土地の開発行為許可申請が提出され、これに対して本教社発第50号をもって、本庄64号遺跡の範囲内にあたり、現状保存が望ましいことを業者である石井公仁氏宛に回答した。その後、両事業と協議するも、開発はまぬがれない状況となり、事前の記録保存のための発掘調査を実施するに至った。

前者の65号遺跡については昭和58年2月9日付け本教社発第39号で埋蔵文化財発掘調査通知並びに、飯塚元一氏よりの埋蔵文化財発掘届を埼玉県教育委員会を經由して文化庁長官宛に提出した。同じく、64号遺跡についても昭和58年2月28日付け本教社発第49号で埋蔵文化財発掘調査通知と石井公仁氏の埋蔵文化財発掘届を同様に文化庁長官宛に提出した。なお、本件に関しては土地所有者が異なるため、当時の所有者であった飯塚浜治氏より発掘調査承諾書を得て添付した。

以上に対して65号遺跡は昭和58年5月12日付け58委保記第2—538号で文化庁文化財保護部より、埼玉県教育委員会へ通知書の受理があり、その写しは昭和58年6月27日付け教文第13—13号で本庄市教育委員会へ通知された。

また、64号遺跡は昭和58年5月12日付け58委保記第2—789号で文化庁文化財保護部から埼

玉県教育委員会へ通知書の受理があり、写しは昭和58年6月27日付け教文第13—24号で本庄市教育委員会へ通知された。

上記事務処理をへて、発掘調査が実施される運びとなった。

第3節 調査の組織

調査主体者 埼玉県本庄市教育委員会
教育長 飯島 彰（昭和59年9月30日まで）
" 坂本敬信（昭和59年10月1日より）
社会教育課
課長 戸塚 克男
課長補佐 長谷川道夫
兼文化財
保護係長
係長 高田 節子（昭和59年3月31日まで）
" 小林 弘子（昭和59年4月1日より）
文化財保 長谷川 勇
護係 増田 一裕
春山 康寿（昭和58年3月31日まで）
中田 啓一（昭和58年4月1日より）
調査担当者 長谷川 勇、増田一裕
調査補助員 石橋 桂一、大東今日子
作業員 茂木 秀敏、他地域住民延1600名

第4節 調査日誌抄

- 2月21日 本日より本庄65号遺跡の試掘を実施する。朝より器材搬入を行ない南北に2本のトレンチを設定。
- 2月24日 第1トレンチの掘り下げ完了。上層に瓦礫が多く、下半も砂礫で遺物はない。第2トレンチを本日発掘。
- 2月26日 両トレンチに見られた砂礫は、旧河川の自然堤防形成による堆積物らしい。トレンチを延長し南半部で溝を検出。最下層より須恵器片が出土。
- 3月1日 南半部を拡張し7m四方で発掘を実施する。
- 3月3日 拡張区において大溝を検出。地形にそって彎曲する。西南コーナーでは敷石を検出。
- 3月5日 大溝の掘り下げ完了。西方の畑地を同溝の追跡のため試掘、土器片は五領、鬼高、真間式がまじる。
- 3月7日 本日より本庄64号遺跡の試掘と並行して行う。64号遺跡は南北に4本の試掘トレンチを設定する。

- 3月9日 64号遺跡は試掘中より遺構、遺物が多く、全面発掘に切りかえる。65号遺跡は本日で終了。
- 3月11日 64号遺跡の北半で住居址3軒と溝を検出。写真撮影を行う。
- 3月14日 64号遺跡の表土剥ぎは終了。平面上で11軒の住居址を確認。以下、遺構の発掘と写真撮影を継続する。
- 3月18日 遺構の実測、撮影、遺物の取り上げを順次実施する。第8号住居址に完形土器が多く注目される。
- 3月23日 ローリングタワーを組み立て遺構撮影を行う。図面を整理し、残りの実測を継続。
- 3月28日 遺構の見直し、スナップ撮影による記録を行い、図面の修正をする。
- 3月31日 器材を撤収し、調査を終了する。



第1図 調査地点位置図(本地図は国土地理院発行「本庄」1:25,000を転記した)

第2章 地理歴史的環境

第1節 地理的環境

本庄市をのせる、埼玉県北西部の地理的環境は南より山地、丘陵、台地、低地の順に形成されている。南方の山地は関東山地の北西部にあたり、上武山地と命名され、三波川結晶片岩からなる三波川帯にあたる。標高は500~300mで各谷すじには小山川、女堀川などの水源を持つ。山地の北東縁には児玉丘陵、松久丘陵が立地し、この丘陵と山地の間には八王寺・高崎構造線が走り、それはほぼ標高150mの等高線上に反映されている。両丘陵の山地近くは第三紀層より成り、ここから台地上に派生した生野山、大久保山（児玉丘陵）、山崎山、諏訪山（松久丘陵）などは残丘性丘陵を呈しており、高位段丘礫層が埋積している。多摩面に相当するが、これに伴うロームはない。また、丘陵の一部には武蔵野面が見られる。残丘性丘陵をのせる台地面の形成は群馬県境を流水する神流川の堆積作用による。同河川は神泉村の下流、群馬県鬼石町浄法寺付近で平野部に開析するが、ここを扇頂として広大な扇状地性台地を形成する。特に右岸の埼玉県児玉郡側に顕著で、本庄台地と呼称され立川面に比定されている。台地を形づくった砂礫層の層厚は大きく、市内においては約12m前後を測る。その上には北関東の上部ローム層に対比されるハードローム、板鼻褐色パミス、ソフトロームが見られる。しかし、全層厚は0.8~1m前後と未発達で黒色帯が見られない。これらテフラの起源については児玉町倉林後遺跡の成果(河西 1981)から浅間火山を給源とする産出物と推定される。ローム層の上部を覆う黒土、すなわち表土層は天明3年の浅間火山砂や榛名山を給源とするテフラからなる。本庄市における遺物包含層は、この黒土および、ローム層を基本とする。なお、立川面上を流れる女堀川、男堀川などによる沖積化は著しく、これら河川の周辺はロームの粘土化が進行している。

第2節 歴史的環境

本庄市の地理、地質については、先述したごとく立川面に対比される台地面が、直接的な生活面として広がっている。したがって、人為遺物の上限も旧石器時代まで坂上って追求しなければならない。日本で最初に旧石器が発掘調査された岩宿遺跡と本庄市の距離は約40kmを測るが、近年本庄市においても同時代の遺物が増えつつある(増田 1984)。内訳は古川端遺跡の細石刃、彫器。石神境、社具路遺跡よりナイフ形石器。笠ヶ谷戸遺跡、将監塚遺跡からは有舌尖頭器。本庄6号遺跡では尖頭器と舟底形石器が採集されているが、本来の包含層より検出されたものでないため、本地域に堆積する大里ローム層と文化層の把握が今後の課題となっている。

縄文時代に入ると近隣の北坂遺跡より微隆起線文土器が出土している(水村 1981)。本庄市内では宥勝寺北裏遺跡(佐々木・荒川・他 1980)などから絡条体圧痕文土器、爪形文土器、押形文土器など縄文時代草創期から早期の資料が得られている。遺構については共栄の将監塚遺跡の発掘調査で、多数の竪穴住居址が検出されており、資料の増加が注目される(栗原・井上・杉崎 1982)。

弥生時代の遺跡、遺構は概して少なく、地理的条件に由来するものか、未発見であるのか今

後の資料増加が待たれる。

古墳時代の遺跡、遺物は最も多く、発掘調査の対象もほぼこの時期に集中する。集落跡は昭和30年代における西富田二本松遺跡を契機として、以後小規模な発掘が実施された。しかし、昭和50年代に入り道路、公共事業等の大規模開発に伴い集落構造を把握できるまでに至っている。社具路遺跡、夏目遺跡では道路幅員内のかざられた面積の調査にもかかわらず150軒以上の住居址が検出され、五領、和泉、鬼高、真間式土器が出土しており、本市内における詳細な土師式土器編年の作業も可能になりつつある。こうした中で、集落や生産地などの環境復原を行う上でも重要な旧河川、大溝の発掘、追跡も各地区で実施されており、古代東国の一地方史を研究する上でも興味ある資料が増えつつある。

古墳は少なくとも200基は存在したものと考えられるが、現在盛土を残している例としては10数基に満たない。大規模群集墳としては旭・小島古墳群が約100基以上分布していたと推定され、盛土を残す八幡山古墳、135、136、137号遺跡（古墳）は市指定文化財となり保護されている。ほとんどは円墳であるが、下野堂二子塚古墳は全長60mの南面する前方後円墳で、他に帆立貝式古墳、方墳もわずかに見られる。前後するが、古墳盛行前の方形周溝墓は下野堂と今井諏訪両遺跡において検出されている。

市内で飛鳥・奈良時代の寺院跡は見られない。しかし、奈良・平安時代の遺物散布地は多い。真間・国分式土器が属するこの時代は、最近大久保山遺跡、古川端遺跡などより住居址が検出されており、今後まとまった遺構の検出、あるいは、掘立柱建物の確認などが期待される。

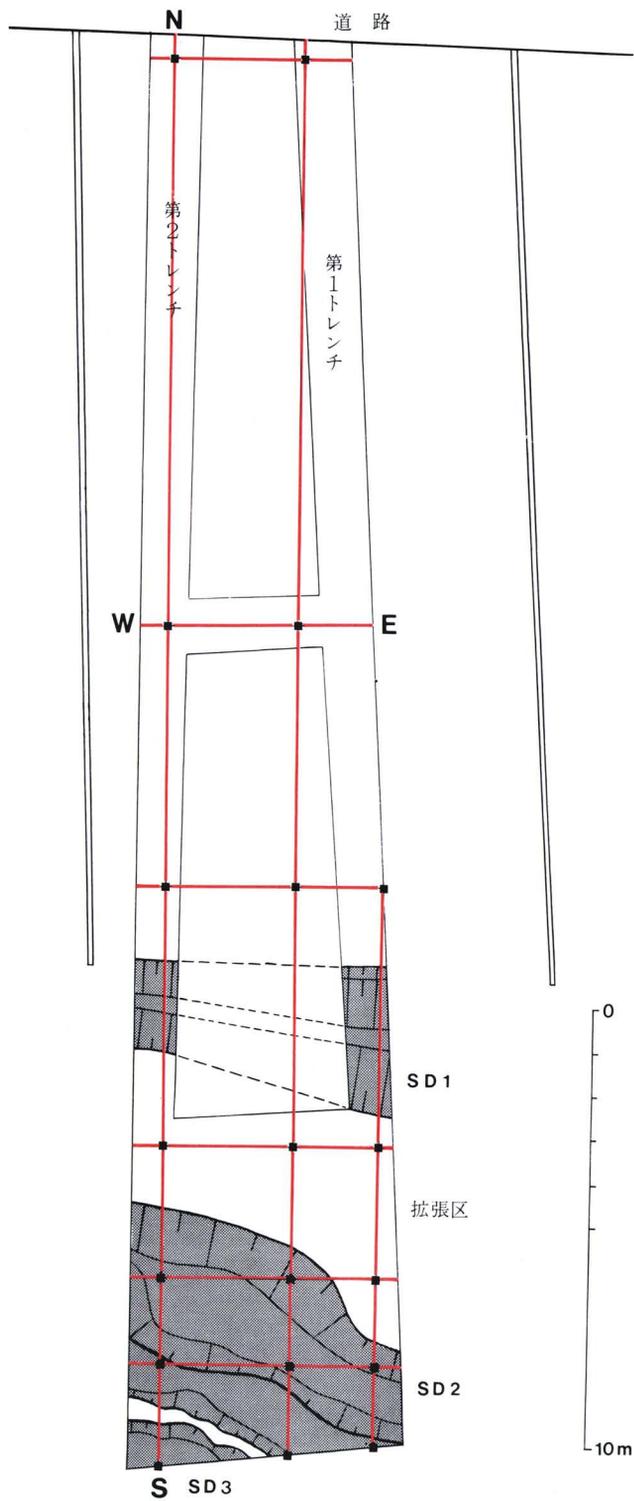
第3章 久下東遺跡

第1節 遺跡の沿革

遺跡は本庄市南方、大字北堀久下塚地区に所在する。本庄市遺跡地図によれば本庄64号並びに、本庄65号遺跡として久下塚集落と新田原集落の間で、東西に派生する微高地上に位置している。両遺跡は一連の遺構が連続するものと考えられることから久下東遺跡と命名した。したがって、今回の65号遺跡に係る調査を第1次調査地点、64号遺跡にあたる個所は第2次調査地点とした（以下写真図版参照）。

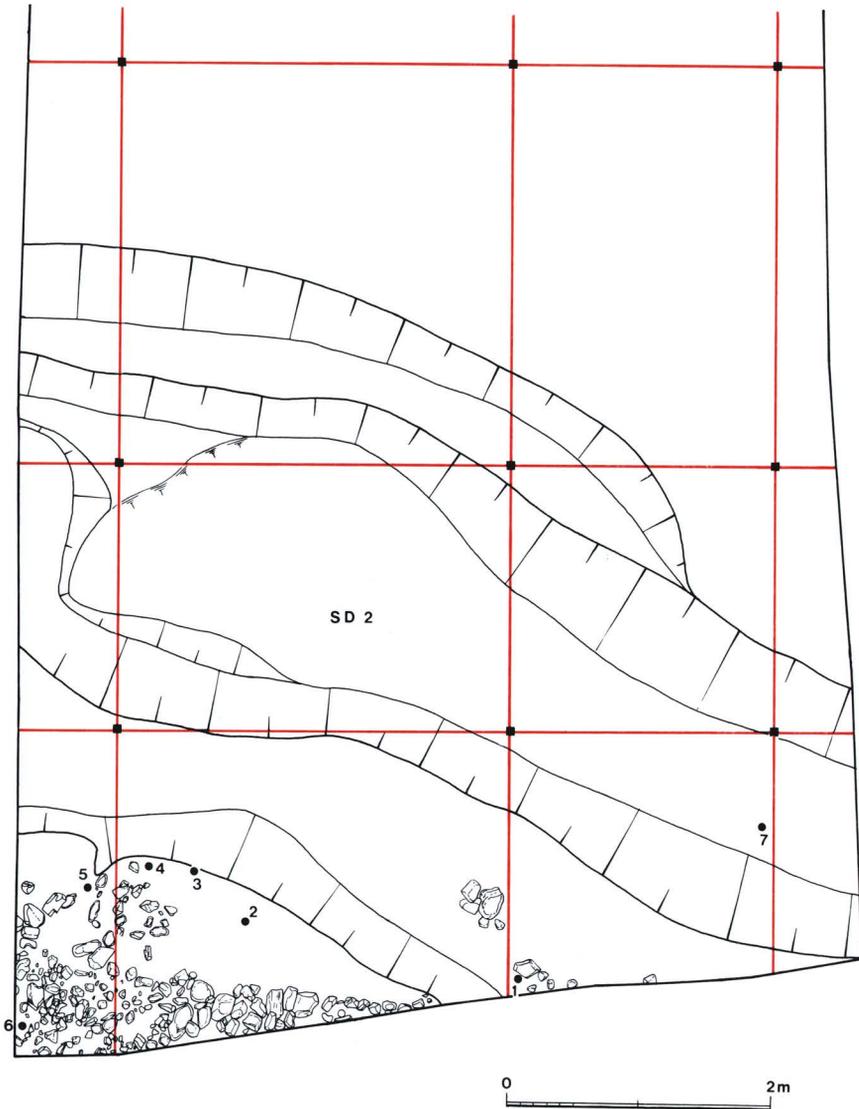


第2図 調査地点と遺構位置図

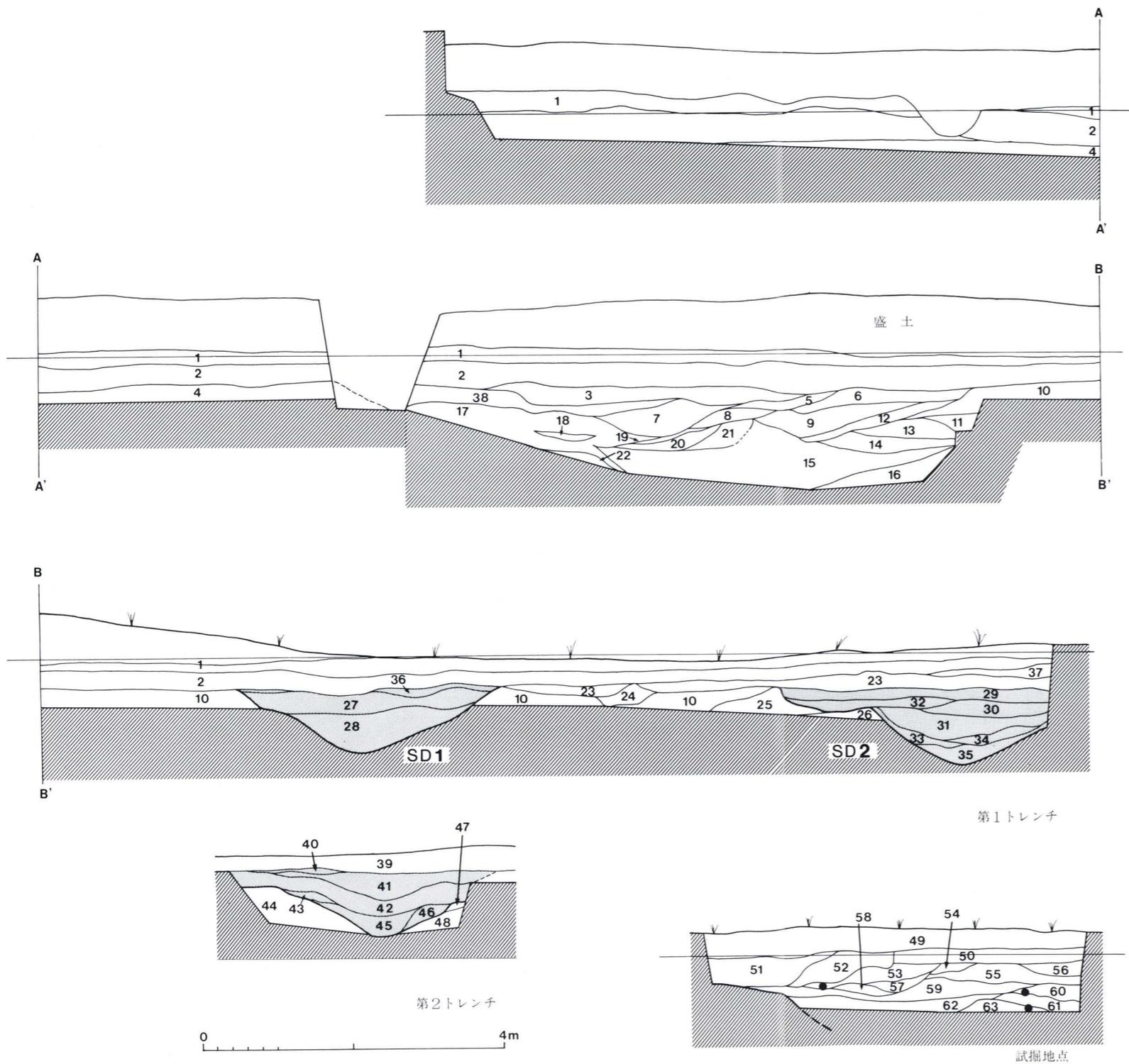


第3図 第1次調査地点全測図

遺跡周辺の地形は、本庄台地を東流する男堀川と女堀川にはさまれた微高地で、標高は61mを数える。この微高地上には現代も集落が営まれ、西より四方田、東富田、久下塚、新田原、本田の各集落と畑がみられる。これに対し、南北両側は先の両河川による沖積化が著しく微低地を呈し、地目も水田である。遺跡の分布については現在の集落群とほぼ同じ位置に認められ、25ヶ所以上の周知の遺跡がある。これらの南方には市内唯一の丘陵、大久保山が立地し、ここには縄文時代草創期から奈良・平安時代に至る遺跡が確認されている。その一部は現在早稲田大学により発掘調査が実施されている。集落跡の調査については、上越新幹線の開通に伴い東谷遺跡、下田遺跡が埼玉県教育委員会により発掘調査され、今回の遺跡との関連性を暗示している。



第4図 第1次調査地点拡張区遺構図



土層観察表

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| 1. 耕作土 | 34. 黒灰色シルト層 |
| 2. 床土 (土地改良時) | 35. 黒灰色シルト層
(褐鉄鉱粒含む) |
| 3. 暗黄色粘土層 | 36. 暗灰色土層 |
| 4. 灰黄褐色粘土層 | 37. 暗褐色土層 |
| 5. 砂層 (小礫多し) | 38. 黄色砂層 |
| 6. 砂層 | 39. 2と同じ |
| 7. 砂礫層 | 40. 茶灰色土層 |
| 8. 暗黄色粘質土層 | 41. 茶灰色土層
(黄色ロームブロック含む) |
| 9. 小礫 (バラス状) | 42. 茶灰色土層 |
| 10. 4と同じ | 43. 暗灰色粘質土層 |
| 11. 砂層 | 44. 荒砂層 |
| 12. かわきの早い砂層 | 45. 灰褐色粘土層 |
| 13. 砂層 (粘質土ブロック含む) | 46. 茶褐色粘質土層 |
| 14. 砂礫層 (粘土質ブロック含む) | 47. 細砂層 |
| 15. 砂礫層 | 48. 荒砂層 |
| 16. 砂層 | 49. 耕作土層 |
| 17. 砂層 | 50. 床土 (客土) |
| 18. 茶灰色砂層 | 51. 旧耕作土層 |
| 19. チョコレート砂層 | 52. 黄褐色粘土 (客土) |
| 20. 暗褐色砂層 | 53. 茶味がかった灰褐色土層 |
| 21. 砂礫土層 | 54. 暗灰褐色土層
(黄色粘土ブロック含む) |
| 22. 砂礫層 | 55. 灰褐色粘質土層 |
| 23. 白色バミス層 | 56. 54と同じ |
| 24. よごれた黄灰色粘土層 | 57. 53と同じで黄褐色土粒含む |
| 25. 10に同じ | 58. 黄褐色粘土層 (よごれる) |
| 26. しまった礫層 | 59. 灰褐色粘質土層 |
| 27. 暗茶褐色土層 | 60. 黒灰色粘質土層 |
| 28. 暗灰褐色粘土質土層 (しまる) | 61. 黒褐色粘土 (ヘドロ) 層 |
| 29. 黒褐色土層 | 62. 暗灰色粘土層 |
| 30. 暗褐色粘質土層 | 63. 61と同じで黄色粘土ブロック
含む |
| 31. 黒灰色粘土層 | |
| 32. 黒褐色土層
(黄色土ブロック含む) | |
| 33. 黒褐色粘質土層 | |

第5図 第1次調査地点土層図

古墳は本遺跡西方の微高地上に東富田古墳群が造営されており、盟主級の公卿塚古墳は直径50m前後の大形円墳で、滑石製模造品、初期埴輪等を出土した古式古墳である。また、前記東谷遺跡の近辺には粘土槨が検出された前山2号墳が所在した。この北側一帯は宍勝寺北裏遺跡で県下でも数少ない埴輪窯跡として県選定重要遺跡に指定されている。

中世の遺跡、史跡としては児玉党一族の館跡がみられる。荘小太郎墓、西光寺跡、北堀本田館跡、栗崎館跡、東本庄館跡など多い。今回の調査地点近隣には東富田の富田寺西方に代官屋敷と呼ばれる館跡推定地があり、久下塚館跡も現状では不明な点が多いものの、確認は将来の課題となろう。

第2節 第1次調査地点

本地点は市道47号線と微低地の間にあたり、飯玉神社の東方に所在する。調査地はすでに、宅地造成のため盛土されていたが、付近の遺構の有無確認のため、2本のトレンチを入れ調査を実施した(第3図)。その結果、瓦礫下は砂礫層でローム層もみられず、土地改良によりすでに表土下は削平、消滅していた。ただし、南側からは旧河川を検出した。

遺 構

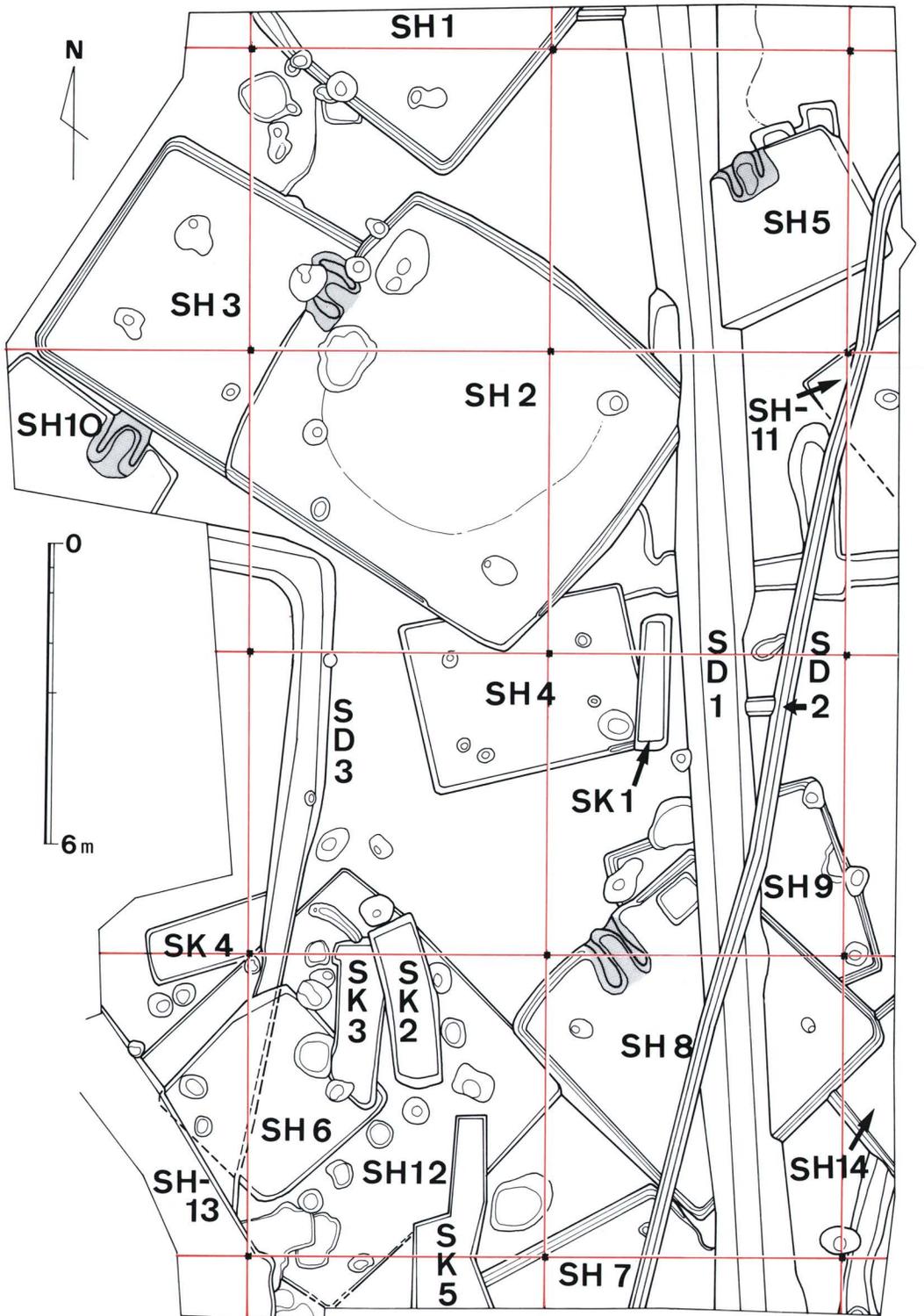
旧河川、溝3本、敷石遺構1ヶ所を検出した(第4図)。

溝1はトレンチ北よりにみられ、断面V字形で幅3.5m、深さ0.8mを測る。溝内の堆積は砂質土で、遺物は概して少なく、下底より須恵器片1点が出土したにとどまる。

溝2はトレンチ中央部で西から南へ彎曲する。大溝で後述するように旧河川である。内部にはヘドロ、砂利等が埋積する。幅2.3m、深さ1mで溝底まで達すると湧水があった。発掘当初古墳の周濠と思われたが、S字口縁土器、鬼高、真間式土器、埴輪などが検出されたため、地形などから、土地改良前までこの上を流れていた自然河川の一部であることが判明した。

遺 物

本地点では少なくコンテナ1箱分にとどまる。土師器が大半で、多くは摩滅している。また、各層に数時期の土器片が同様に包含されているため、3本の溝、河川の時期については決定できなかった。



第6図 第2次調査地点遺構全測図

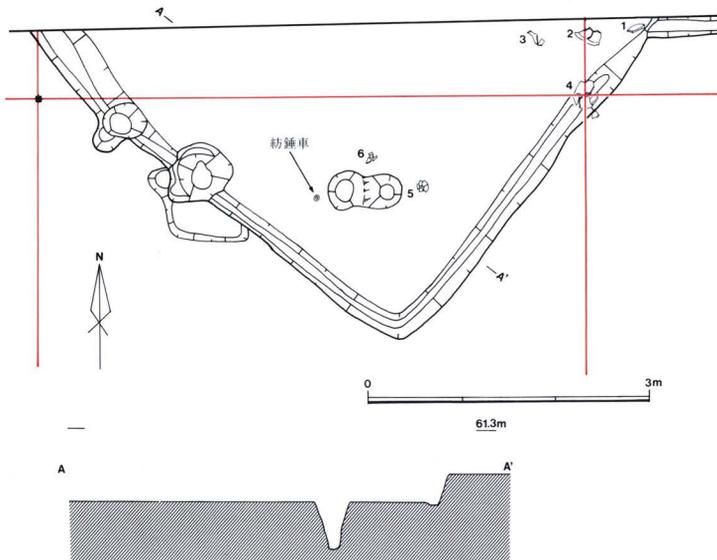
第3節 第2次調査地点

市道47号線をはさみ、第1次調査地点の北東方に所在する。付近の標高は61.7mを測り、先の調査地点より1段高い地形を見せる。周辺の地目は畑地であるが、近年は久下塚、新田原両集落の中間に位置するため、民家が進出しつつある。本地点もすでに土地改良により区画や表土の移動等が行われ、旧畦畔は完全に失われている。遺跡内における基本層位は第1層、黒色土（耕作土、包含層を含む）で層厚45cm。第2層、ソフトロームで層厚50cm。第3層、ハードロームで粘土質、層厚不明。第4層、砂礫層の順に堆積し、おおむね本庄台地上で見られる層序関係と共通する。遺構はソフトローム層を掘り込んでいるが、一部はハードローム面まで達する。なお、遺構及び包含層は完全に浅い。

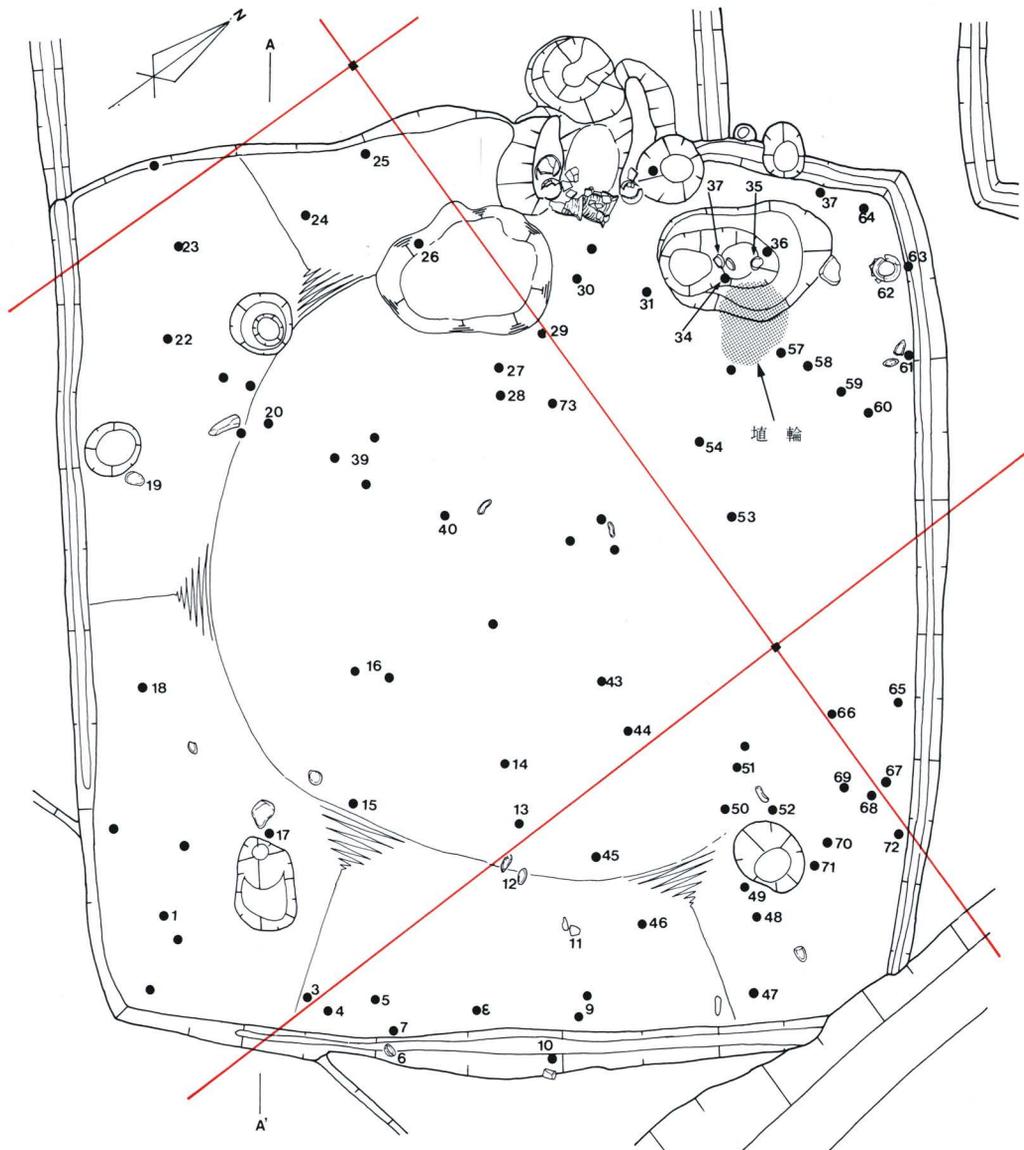
調査は当初、南北方向に任意に4本のトレンチを設定し、試掘から実施した。その結果、各トレンチにおいて住居址、ピット、土壇、溝等の遺構やこれらに伴う遺物が多量に検出されたため、全面発掘に切り換えた。発掘範囲は南北26m、東西18mにおよぶ。検出された遺構は住居址14軒、溝3本、土壇5ヶ所、ピット多数であった。

第1号住居址

発掘範囲の北辺に検出された。主軸は南北に対して45°前後傾く。南端の角を認めるも、他の部分が判明しないため、規模については不明である。主柱穴は1ヶ所のみ確認された。周壁溝が認められるが、西側は攪乱されている。住居内に遺物は少なく、東壁に接した床面より土師器甕口縁の破片が出土している。また、柱穴に接して石製紡錘車1点出土した。住居遺構の各部測定値は壁高27cm、周壁溝幅14cm、同深さ5cmを測る。なお、本住居址と溝1の間で北辺に接する部分にわずかではあるが、周壁溝と考えられる細溝が走り、住居址が今一つ北方に存在する可能性がある。



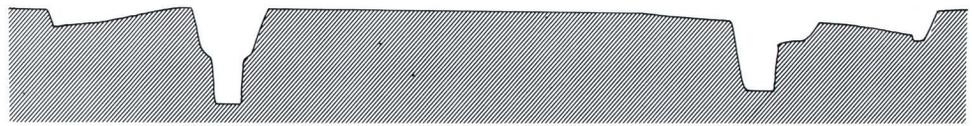
第7図 第1号住居址実測図



61.3m

A

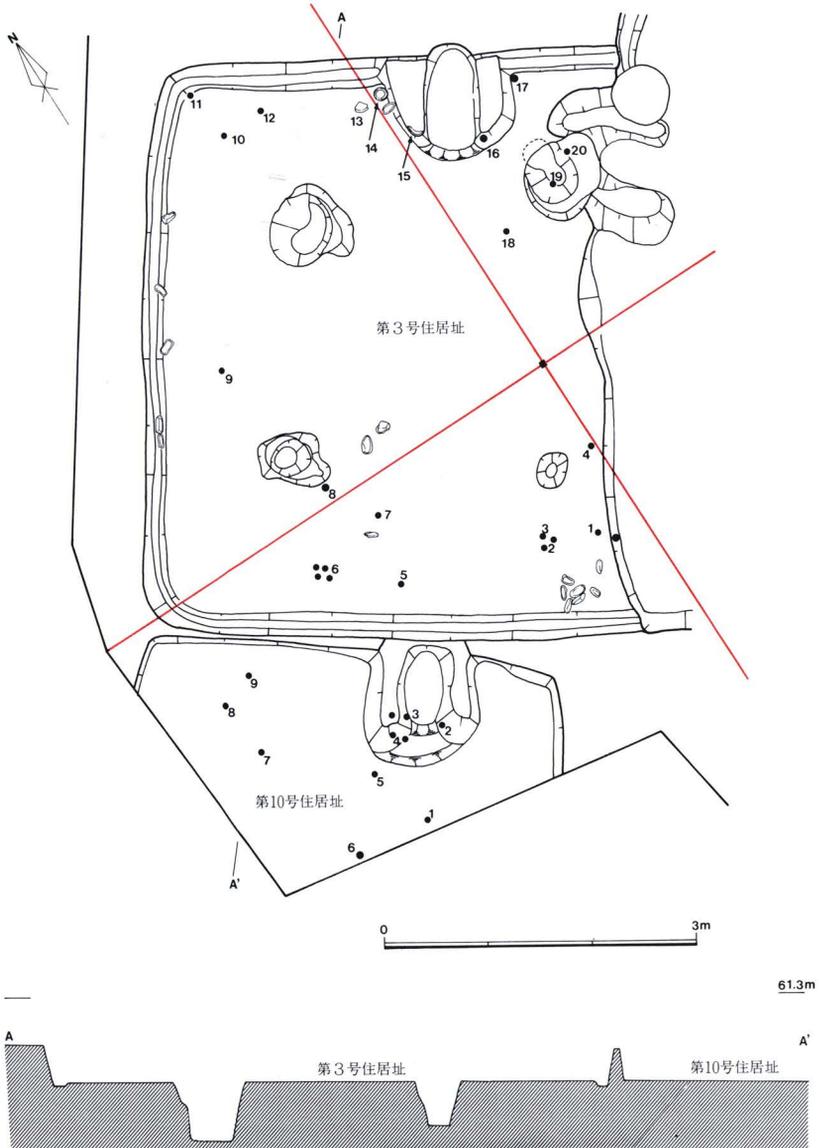
A'



第8図 第2号住居址実測図

第2号住居址

第1号住居址の南にあたり、両者は角付近で接する。主軸は第1号住居址と同様であるが、四方の壁は外彎する。周壁溝が圍繞する大形住居で、支柱穴は4ヶ所で確認された。ただし、南西壁よりに1ヶ所意味不明のピットが見られた。東角は溝1によりわずかに切断されている。カマドは北西壁面にみられるが、中央ではなく住居主軸より北側に位置している。カマドの壁材は灰白色の粘土を用いており、壁の外側まで粘土塊が確認されたが、壁外にあたる部分は第3号住居址の柱穴上に位置していたためか遺存度は悪い。両袖正面には甕が伏せた状態で出土し、両者の間の床面上からは重ね合わせた状態で甕2点が出土している。カマドの正面両側に

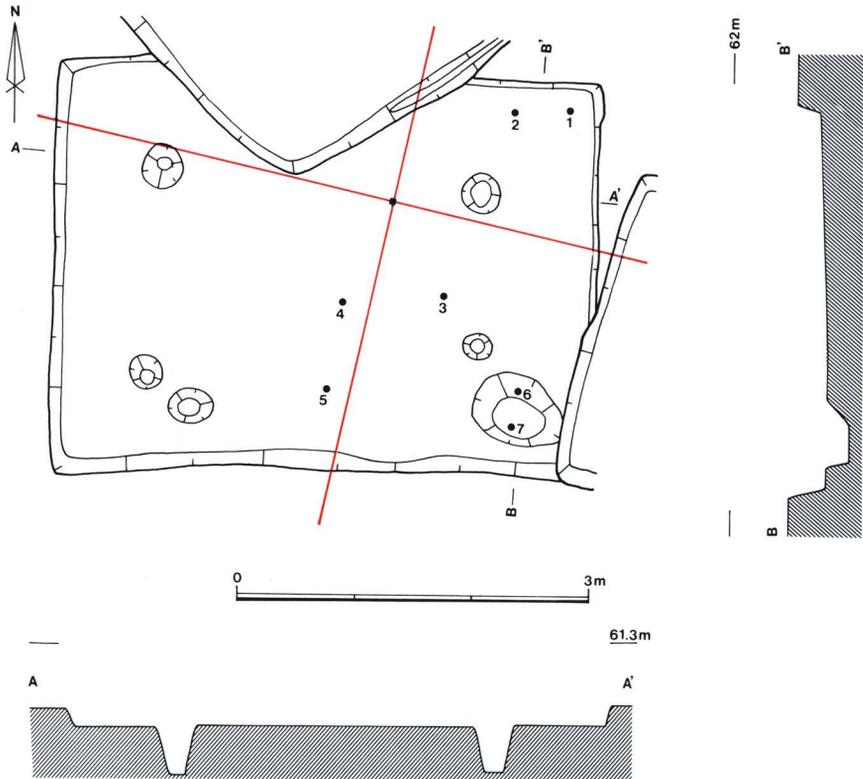


第9図 第3、10号住居址実測図

は土壇が対称的に検出されたが、南側は浅い皿状を呈し、北側は貯蔵穴と考えられ、支柱穴の一部と重複する。この中より坏が落ち込んだ状態で出土している。その他に顕著な遺構はみられないが、床面はドーナツ状に外縁を掘り下げ、貼り床を行っていた。また、カマド付近から北半にかけて浅い土壇、もしくは自然堆積による凹みがあり、その中より朝顔形円筒埴輪片が出土している。遺物の出土状態は完形品がほとんどないこと、破片が覆土中に乱雑に分布することなどから、住居放棄後遺棄されたものと考えられる。住居の各部計測値は各一辺が南北7.2m、東西7.8mを数え、壁高35cm、周壁溝幅16cm、深さ8cmを測る。

第3号住居址

第2号住居址の北西辺に接する。南西壁は第2号住居址の延長上であり、両者の切り合い関係は、第3号住居址が古く、第2号住居址に平行するように切られているため、両住居址は密接な関係状態にある。周壁溝がやはり圍繞しており、支柱穴も4ヶ所で検出された。カマドについては最初北壁付近で焼土を検出したが、断面、平面等の観察の結果、カマド址であるか、なおも検討の余地を残す。遺物は少なく、覆土中に小片を見るのみであったが、北西壁の周壁溝に平行して扁平な棒状礫が集中して検出された。なお、本住居址と第1号住居址の間にはピットが分布するが、その内部の覆土は新しい。住居の規模は一辺5.5m、壁高33cm、周壁溝幅18cm、深さ14cmを測る。



第10図 第4号住居址実測図

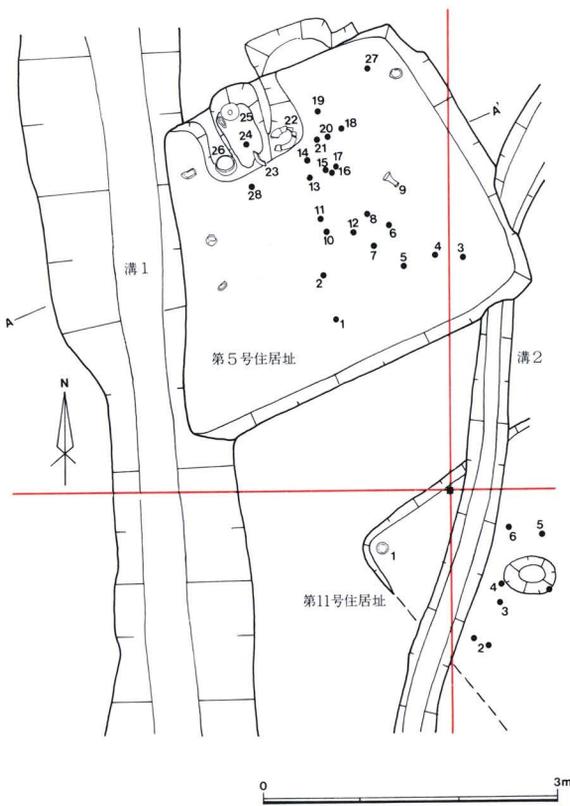
第4号住居址

北壁中央部を第2号住居址の南角に切られており、主軸も異なる。東西に長い長方形プランを呈する小形住居址である。東壁の一部は土壇1により切られているが、この付近の南東側に周壁溝の一部が若干残存している。支柱穴は竪穴プランと同様に長方形に4本配置されているが、さらに南側に平行するように、2ヶ所にピットが見られる。この内東側のものはやや大きく、貯蔵穴とも考えられる。カマド、焼土の痕跡はまったく認められなかった。また、遺物も微量であった。各部計測値は4.6×3.5m、壁高23cmを数える。

第5号住居址

発掘区の北東隅で検出された。東西にやや長いプランを呈する小形住居址である。壁高は深く、その遺存度はよい。しかし、北東部角付近は後世の土壇に切れ、南東部角付近も溝2に

上位を切断されている。西壁の部分は溝1のため完全に破壊されており、東西の規模は不明である。カマドは北壁中央部に認められ、遺存度がよい。両袖部分に甕を伏せており、第2号住居址と同様な構造を見せる。なお、内部より若干の土師器片が出土した。遺物の大半は覆土中に浮いた状態で出土したが、須恵器長頸壺の頸部が床面より検出されている。住居の一辺は東西4m以上、南北3.1m、壁高48cmを測る。

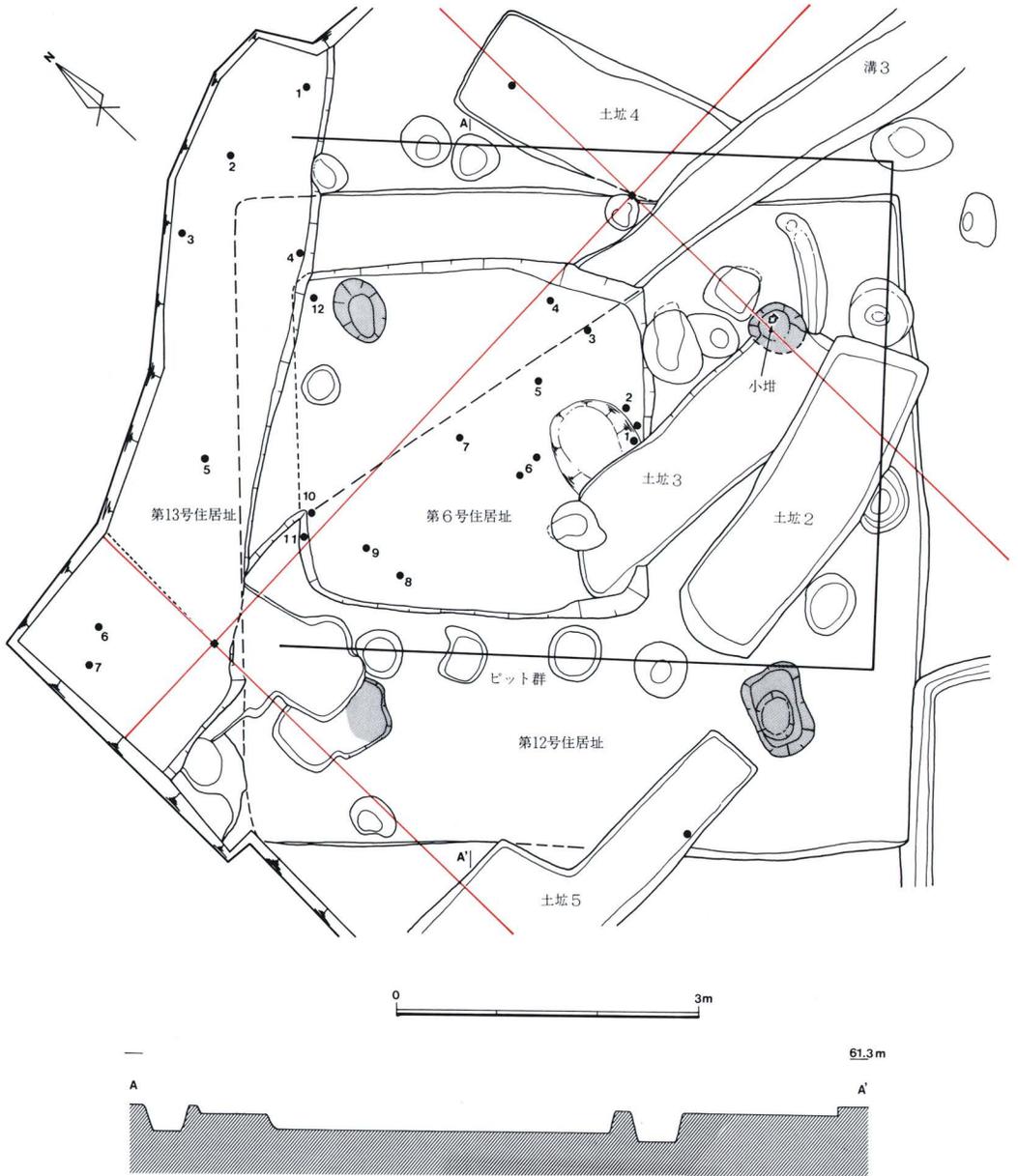


第11図 第5、11号住居址実測図

第6号住居址

やはり小形の住居址で、発掘区の南西側より検出された。後述する第12号住居址内に一段深く掘りくぼめられており、両者は平面上で土色の違いが明瞭であった。土壇3、溝3第13号住居址などに切られており、残存状態が悪い。平面及び、壁面の存在、あるいは本住居内の覆土中に貼り床を示す痕跡が見られないことなどから、第12号住居址よりは新しく1軒の住居と認定した。周壁溝、

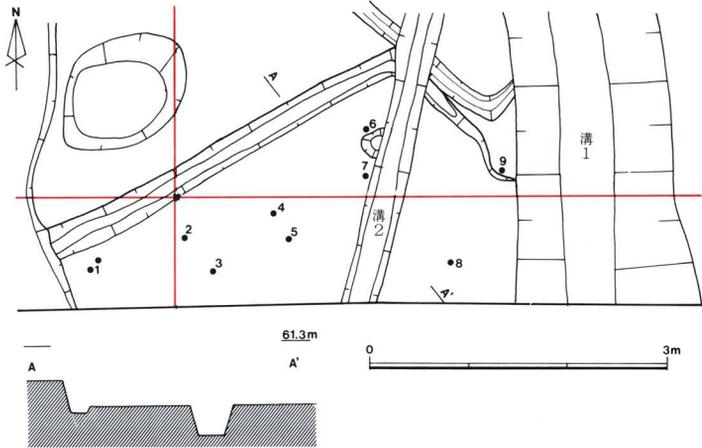
主柱穴は検出されていない。ただし、周辺を囲むようにピット群がみられ、これについては後述するように本住居に付属する施設である可能性が大きい。カマドについては北東側の土壇3に接して皿状の浅いピット内に焼土が認められたが、カマドの痕跡とは考えられない。規模については西壁を第13号住居址により完全に断ちきられているため全容は判明しないが、東西3.6m以上、南北3.5m、壁高24cmを数える。



第12図 第6、12、13号住居址実測図

第7号住居址

調査区南縁で検出され、北東角周辺のみ確認されたにとどまる。残りの遺構は現代の側溝及び市道47号線下に埋蔵されている。土壇5、溝1、2に切られており、角部分は第8号住居址の南角に接している。周壁溝及び、支柱穴が1ヶ所認められる。カマドは溝1に接する部分で、発掘区限界付近に存在した可能性が大きい。遺物は調査面積が少ないため少量である。周壁溝幅20cm、深さ15cm、壁高26cmを数える。



第13図 第7号住居址実測図

第8号住居址

本住居址は最も遺物が豊富であった。調査区南東部の中心に位置し、住居の中央部は溝1、2に切断されている。このため支柱穴は2ヶ所で確認されたにとどまり、他の2ヶ所は復原的にも両溝内にあたる。明瞭な周壁溝が圍繞する。カマドは北西壁のほぼ中央部に設置され、内部には焼土がつまっている。窯底より土器が出土している。このカマドと溝1の間に貯蔵穴が認められるが、内部に遺物がなかった。なお、これに重複するように、カマド内部まで別の土壇が広がっていたが、本住居址以前の遺構である。遺物は床面直上の完形品が多く、カマド右袖に接して土師器高坏、甕、鉢、甑などが床面上に置かれたままの状態出土した。これに対してカマド左袖と西壁の間からは白玉が、北壁の周壁溝に接して2点の杯が出土している。この付近の柱穴と溝2の間には二段口縁をもつ坏の完形品が出土しており、東角付近には土器片が散乱していた。なお、いわゆる編物石が東角から南へ、周壁溝に平行するごとくおよそ2個1組で並び、さらに南角付近では集石された状態で多量に出土した。土器群については、編年上の一基準と成りうる資料である。遺構の計測値は一辺5.6×5.7mのほぼ正方形で、壁高24cm、周壁溝幅16cm、深さ15cmを測る。

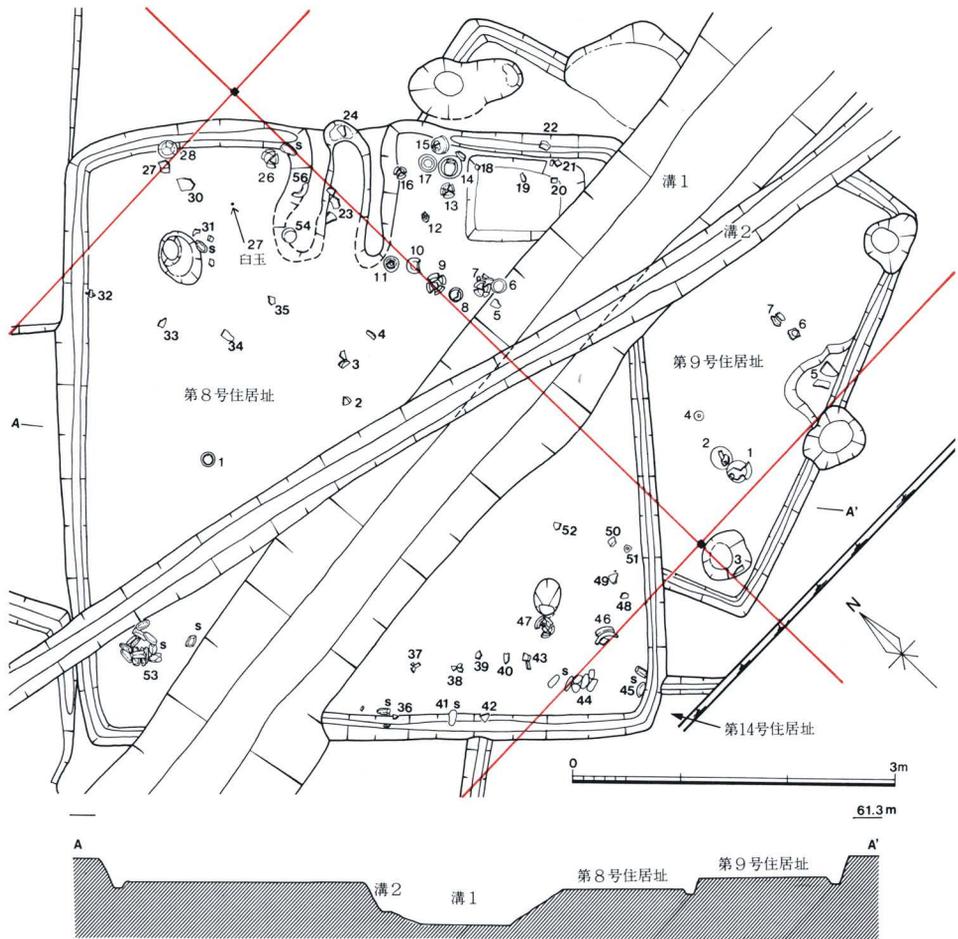
第9号住居址

約 $\frac{1}{2}$ 以上が第8号住居址、溝1、2に切られている。しかし、三方の角が残存していたため規模が判明したのは幸いであった。壁高はさほど高くないが、周壁溝が圍繞している。支柱穴

は角部分もしくは、その周辺にみられ、一部は周壁溝を切っている。また、遺存度のよい東壁中央部にも柱穴が認められ、復原すると一辺に3本ずつの柱穴が存在した可能性があり、一般に鬼高期にみられる4本柱主柱穴の構造とは異なるようである。他の遺構として東壁中央部付近の床面はロームを一段高く残しており、壁との間には溝が走る。遺物はほぼ完形の壺2点および、椀が南東部の床面より検出された。また、しっかりとしたS字状口縁土器の破片が床面で出土しており、先に述べた第8号住居址の貯蔵穴下の土坑内でも同様な土器を得ている。一辺4.2×4.7m。

第10号住居址

第3号住居址の検出に伴い、西方へ調査区を拡張した所、第3号住居址の西南辺に平行して確認された。両者の距離はわずか5cmを測る。西北から東南に走る一辺より復原すると、小形の住居址であることが判明する。約 $\frac{1}{2}$ を開掘したが、南半はおそらく溝3に切断されているものと考えられる。なお、第2、3、10号住居址は極めて企画性のある建て変えを実行している



第14図 第8、9号住居址実測図

が、これについては後述する。カマドは北東壁の東角よりに設置され、その外縁は第3号住居址にまで達している。周壁溝、支柱穴、貯蔵穴は検出されなかった。遺物は少なく、甕、高杯が見られる。一辺4.1m、壁高27cmを測る。

第11号住居址

第5号住居址の南側に1mの間隔を置いて検出された。主軸は第5号住居址に近い。西角部のみ検出され、規模は不明。溝2に切断されており、壁高も浅く8cmを測るにとどまり、南方ほど遺存度が悪い。柱穴は1ヶ所のみ確認された。遺物は少なく角付近よりの床面から真間期に属する完形の坏1点が出土している。時期的にも小形の住居址と推定される。

第12号住居址

第8号住居址に平行し、同住居址に東角を切られている。また、土壇、ピット等によりかなり攪乱されており、南東壁も不明瞭である。調査区内では第2号住居址と同様の大形住居址である。カマドは不明で周壁溝はみられない。支柱穴は周辺にピット群が集中するため、竪穴式住居の企画性から復原し、4ヶ所を確認した。その内、北側の柱穴底より完形の小埴が出土している。なお、この柱穴は土壇3により一部切られている。遺物は極めて少ない。一辺6.4m、壁高8cm。

第13A、B号住居址

第12号住居址の南西側を確認するため、調査区を拡張した所、同住居址に平行するような状態で検出された。全体を確認しなかったが、その一部から一辺6m以上を測る。壁高は24cm。遺物も少なく、住居址であるかはなおも検討を要する。その南側、トレンチ西南角にかかる部分は、また別の住居址が存在するらしく、これを第13B号住居址とした。同A号住居址との切り合い関係は不明である。また、A、B両者の床面レベルは同一である。

第14号住居址

第8号住居址に西北角を切られている。発掘範囲限界に近いため、わずかに知りえたのみであるが、主軸は第8号住居址と平行しており、時期も近接するものと考えられる。壁高15cm、周壁溝幅10cm、深さ6cm。

溝 1

発掘調査区の東側を南北に直進している。当初、東に設定した試掘溝内の全面にかかっていた。幅1.5m、深さ74cmを測り、断面は逆台形状を呈しており、他の遺構との切り合い関係から住居址より明らかに新しい。内部の埋積土は砂利を含まず、黒色土と粘土質土がみられ、水路以外の用途も考慮しなければならない。自然地形に対する主軸の方向は、コンターが西から東へ並ぶのに対し、直角に設定されており、掘り方断面等から人為的な掘削遺構である。高底差

は北から南へ低くなっている。

溝 2、3

溝2は先の溝1より新しく、覆土も近年の耕作土に似る。幅40cm、深さ47cm、断面長方形を呈し、内部の土はしまる。溝3は2とほぼ平行するが、覆土は住居址に近い。断面は半レンズ状で浅く幅80cm、深さ12cmを測る。

その他の遺構

土壇1～3、5は近年のイモ穴と考えられる。また、北辺のピット群の一つは最近の家犬の埋葬がみられた。

南西のピット群は第13号住居址の内側に集中していた。一見無造作に配置されているように見えるが、住居址のプランに平行している。復原しうるプランの規模からも竪穴式住居のそれと似ており、ピット群と住居址の切り合い関係から、第13号住居址よりは新しく、土壇2、3より古く位置づけられる。特にピット群の内側におさまっている第16号住居址を囲むごとく配列しており、両者において何らかの関係を想起させる。各ピットはおおむね46cm×56cmの径を測り、竪穴式住居の主柱穴と同様の規模を示している。復原された掘立柱建造物の規模は5m×6.5mで長方形を呈する。

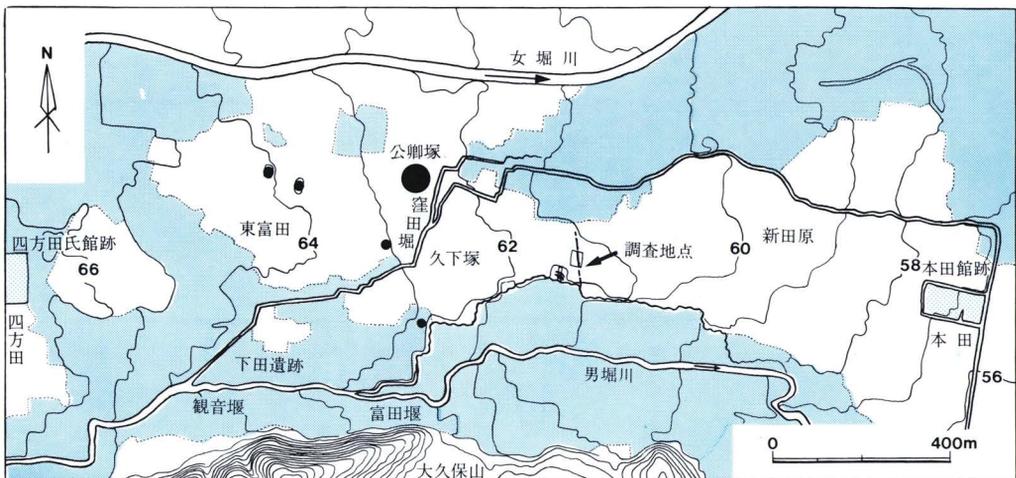
第4章 考 察

出土土器の整理が終わっていないため、やや躊躇されるが、遺構の状態から次のような考察が加えられよう。

(1) 歴史地理的考察

本遺跡は微高地上に立地するが、これは第1次調査地点のトレンチ深掘部の断面が示す通り、南北両側を流れる男堀川と女堀川の何れかによる河川堆積の結果形成された自然堤防的な状態に近い。これにより生じた砂礫層上にはハードロームとソフトローム層が堆積しており、現微高地の形成はローム層堆積以前で、B・B層が存在しないことから、少なくともおよそ2万年前にはその形成が終了していた可能性がある。遺跡の南面は明瞭な段が比高差1mほど見られ、南方の大久保山までは微低地形を見せている。微低地は現在も水田が営まれており、周辺の微高地上に分布する集落跡の農耕生産地域の範囲を示唆するものと解される（第15図）。

ところで、第1次調査地点では3本の溝が検出されたが、この内溝2は明治20年仮製20000分の1地形図に見られる微高地南縁を流水する小河川と同一と考えられる。さらに、昭和42年調整本庄市3000分の1地形図には標高61mのコンターがこの付近でコの字形に入りこんでおり古くより彎曲した地形を呈していたものと思われる。現状は水田等の水路となり、常時水をたたえては⁽¹⁾いないが、戦前までは清水が流れ、深く小魚などを取って子供の遊び場となっていたことなどから、比較的大きな小川であったことを物語っている。一方、第2次調査地点の溝1は断面に見る掘削状態から明らかに人為的な遺構である。その南方への延長線上には、前述小河川に流出している。第2次調査地点の溝1は微高地上を横断しており、東西に高低差を見せる自然地形に反した構造物である。このような類例は遺跡西方の久下塚、東富田集落内を流水する窪田堀が古来より存在する⁽²⁾。これは男堀川より取水し、女堀川右岸上を平行して東流し本田集落で再び男堀川に合流する人工河川であるが、久下塚と東富田両集落の字界付近を通過している点で興味深い。第2次調査地点の溝1が単なる用水施設であったのかは判明していないが、



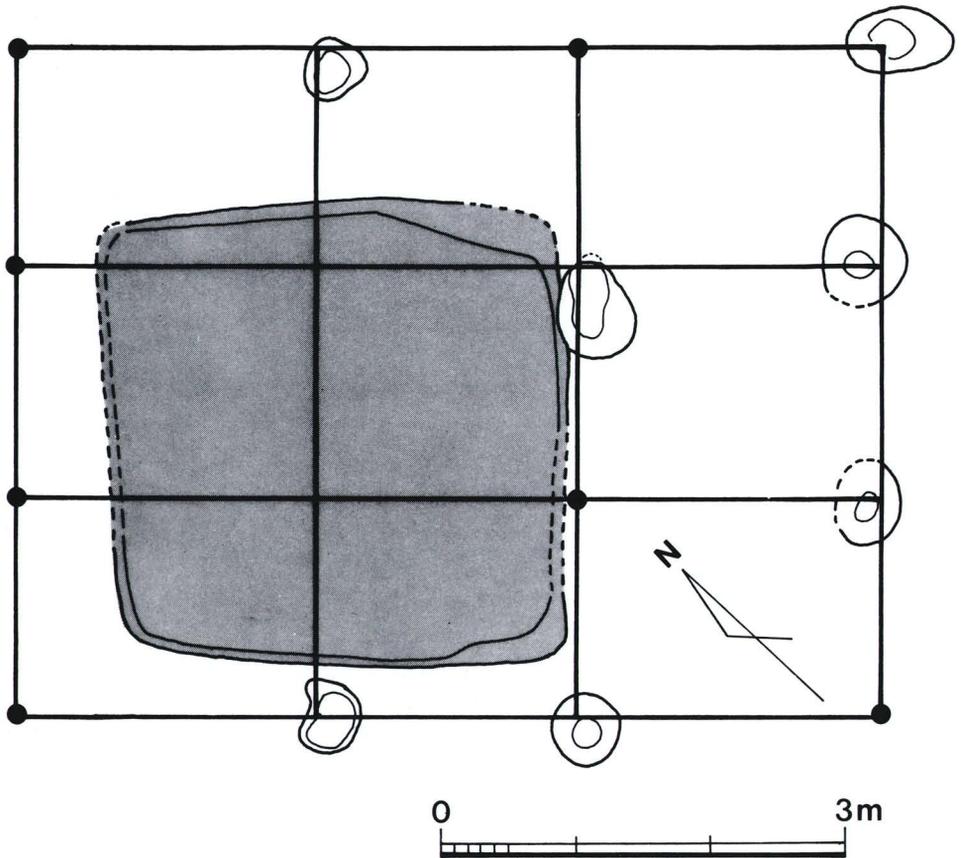
第15図 久下塚周辺における水田分布図（水色は水田を示す。黒丸は古墳）

溝内の堆積物は少なくとも砂やヘドロはみられない。溝1と窪田堀の間には現久下塚集落が立地しており、あるいは未だ不明な久下塚館址などの遺構とも考え合わせて今後の研究が期待される。

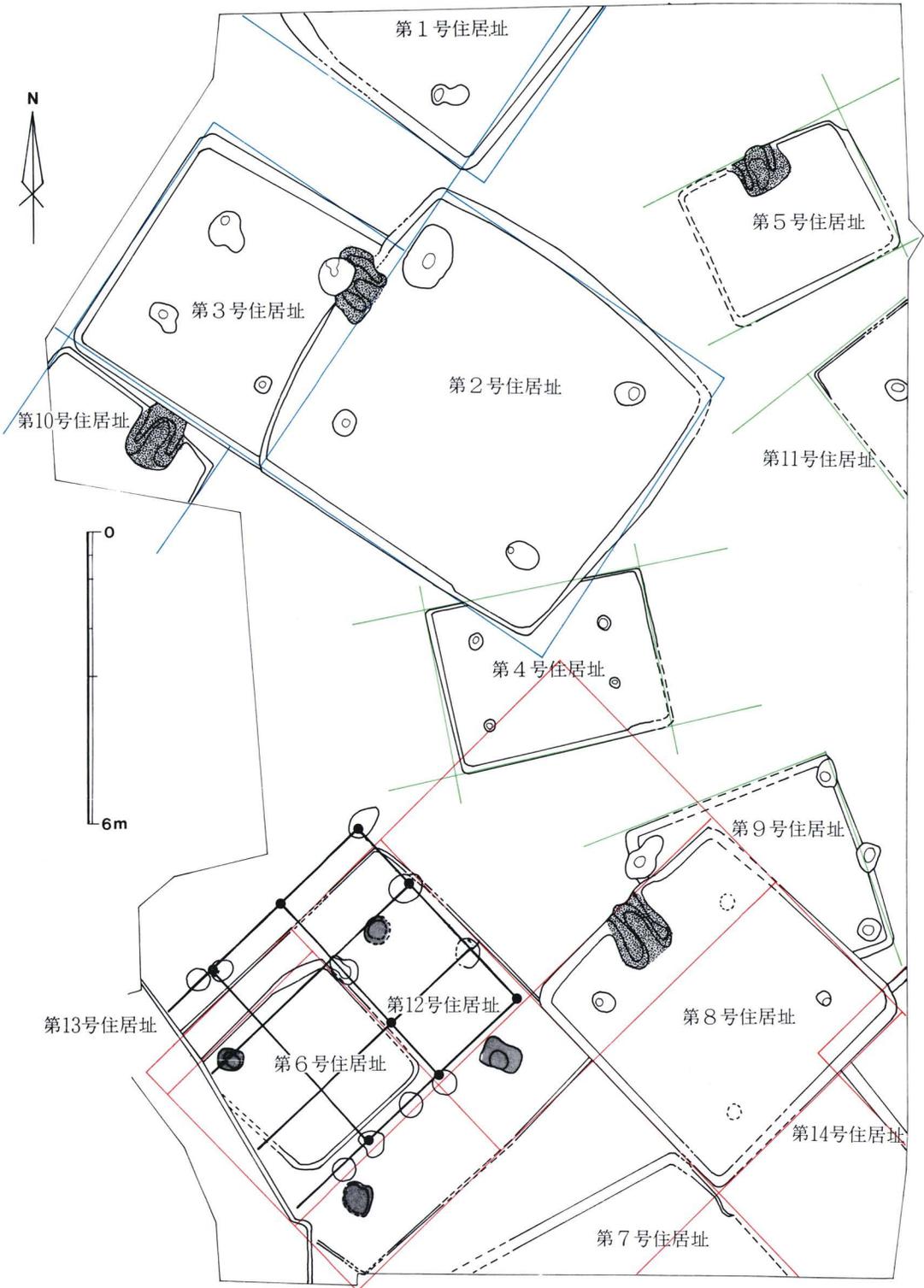
(2) 考古学的考察

検出された遺構、遺物から本遺跡は古墳時代を中心とする埋蔵文化財包蔵地であることが判明した。住居址は第2次調査地点において14軒検出されたが、第1次調査地点の西側に接した付近でも過去に和泉期の住居址2軒が確認されている⁽³⁾。しかし、検出当時も遺構面は浅く、その後の土地改良等で、この付近の遺構は消滅したようで、第1次調査地点からはまったく認められなかった。ただし、かなり広範囲に土師器が散布しており、集落跡の規模を指示している。

遺構の紹介でも記したごとく、住居址はカマドを持つものとみられない2者が存在する。これを反映するように検出された土器は五領、和泉、鬼高、真間型式を含む。住居址の規模につ



第16図 ピット群配置図（アミ目は第6号住居址）



第17図 住居遺構の配置企画図

いてはS字口縁土器を出した第9号住居址、和泉～鬼高期と考えられる第3号住居址はやや小形で鬼高Ⅱ二期の第2号、第8号住居址は大形化している。しかし、真間期に至っては他遺跡例と同様に小形化し、第5号住居址はその典型である。

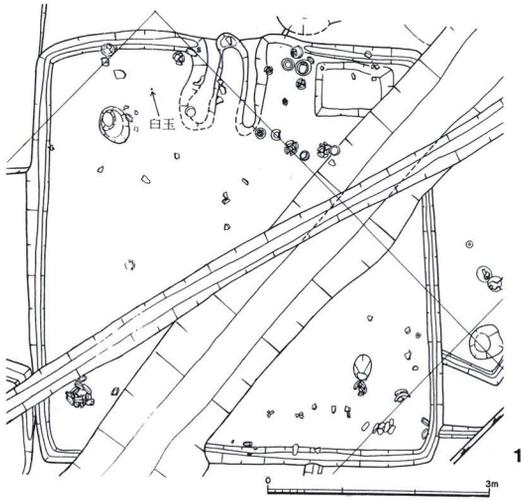
これら住居址群の立地企画性については4、5、9、11号住居址以外は南北主軸に対して約45°傾いている。さらに、2、3、10号住居址と8、12号住居址のグループは若干方向角度が異なっている。両者はともにグループ内で切り合い関係を見せており、同家族の家の建て変え範囲を暗示しているものと推定される(第17図)。さらに、切り合い関係上最も新しい第2号住居址と第8号住居址に極めて接近する第1号住居址及び、第7号住居址は上屋構造を考慮すれば前者と後者の同時性は考えられない。したがって、1時期における家と家の間隔はおよそ6m内外の範囲を想定できる。

本調査区内においては大小のピットが検出された。その内、第13号住居址内のピット群については第3章第3節でふれたように、その方向性から第8、6、12号住居址に平行しており、土壇や溝とは異なっている。したがって、遺物は出土しなかったものの、竪穴住居址と同時期に近接するものと考えられる。これらのピットの一部には直径20cm前後の柱痕と考えられる土質、色調の違いが認められ、掘立て柱穴であったことはまちがいあるまい。柱穴は一辺が4列に配置され、東南部の内側には第6号住居址側壁に平行してもう1列存在したようである。第6号住居址は柱穴の西コーナーに寄る状態にある。両者の同時性については言及できる資料に欠けるものの、どちらかが付属的な施設として同一遺構の中に成り立っていた可能性も見逃せない。

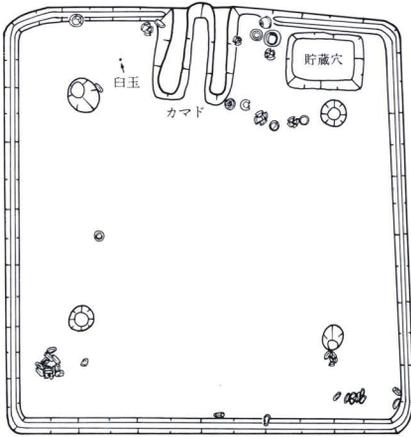
ところで、住居址内の空間構造については土師器の編年観の中でとらえるかぎり、真間、国分期に至っては住居址の小形化が指摘されている。これについて掘立て柱穴の内側にある小竪穴を土間とし、その外側を住居空間とする見解もある(柿沼 1979)。今回の掘立て柱群と第6号住居址の関係もそのような空間構造を反映しているのかも知れない(第16図)。

第8号住居址の生活復原

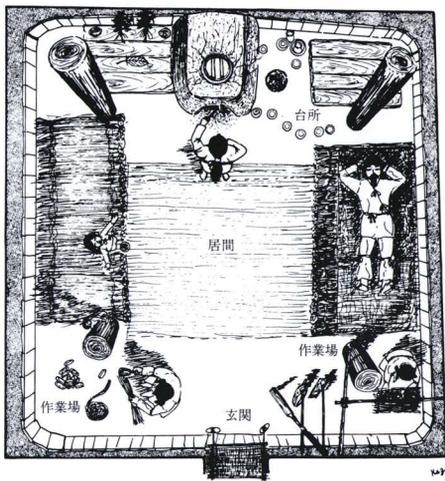
考古学の究極の目標は、失われた原始・古代の種々の復原にある。このような観点に立つ時、住居址等遺構の主の社会的様相、あるいは生活様式の解明をなすことは、発掘成果の報告上最低限必要なことがらであろう。今回の発掘調査で、最も良好な遺構、遺物をわれわれに提供したのは、第2次調査地点の第8号住居址であった。溝1、2に一部を破壊されているものの、遺物の出土状態から床面出土土器が多く、放棄遺棄の状態を示している。さらに、覆土の観察から少なくとも、火災による放棄でないことは明らかである。しかし、放棄遺棄された遺物から言及できることは、住居址内の生活領域の問題である。カマドの周辺には特に完形土器群が多く、その位置は重要な事象を物語っている。すなわち、カマドの右側の土器群は貯蔵穴の周辺に坏をはじめ食器が床面に現位置の状態で置かれており、カマドとその右側が台所であったことが推定される。一方、カマドの左側には壁面に接して2つの坏が出土し、さらに柱穴とこれらをむすぶ中央には白玉が1点出土しており、他に著しい遺構、遺物は出土しておらず、さらに少なくとも本住居址ではここが何らかの祭祀的な空間を推定することができる。これらに対し、



1



2



3

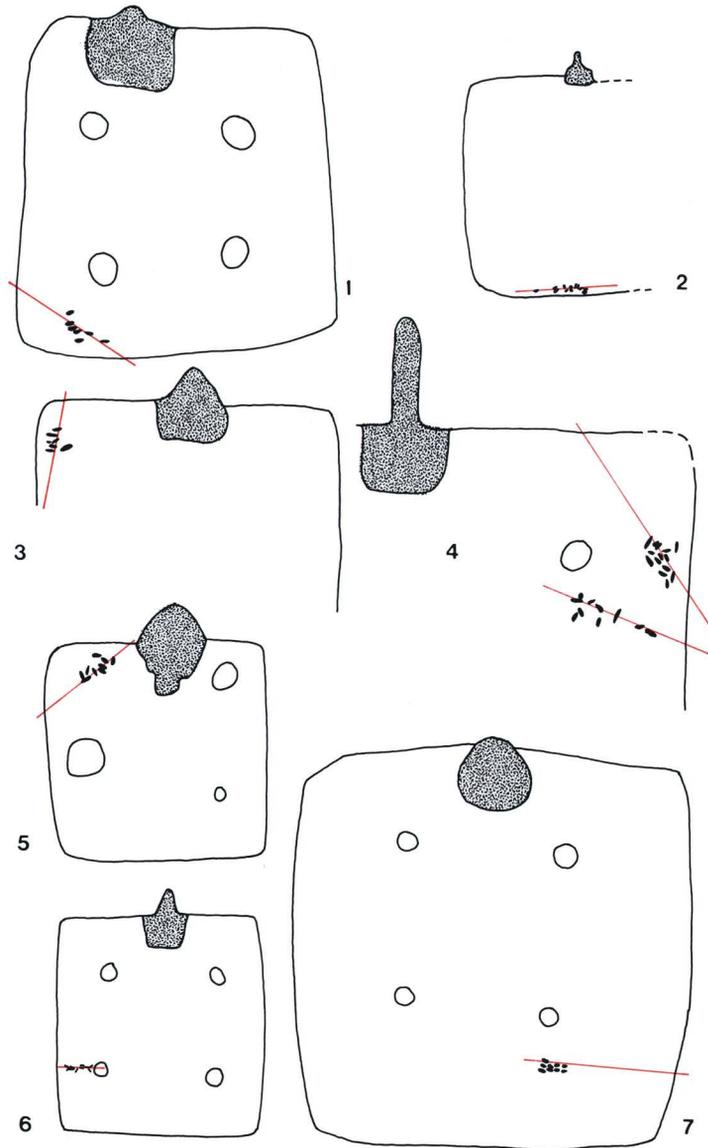
南西側の壁面一帯には扁平な礫が出土している。南コーナーにみられる礫群は、およそ2個1組で一直線に並んでおり、後述する民俗学的資料及び、近接する主柱との関係から、この付近が作業的空間であった可能性を示唆している。もう一方の南西コーナーには同様な扁平礫が集石した状態で検出された。これはやはり、前述した類例から作業場の空間を想定できる。住居址の中央部付近は溝1、2に破壊されているものの、残存部の遺物出土状態、あるいは逆に土器等の少なさから住居本来の機能の一つである居間の空間を推察できよう。以上のような遺物出土状態から想定復原したのが第18図である。なお、南コーナーに残された扁平礫から、本住居址が廃絶した季節は冬ないし、春にかかっていた可能性が指摘できる。

第18図 第8号住居址の復原

(3) 民俗学的考察

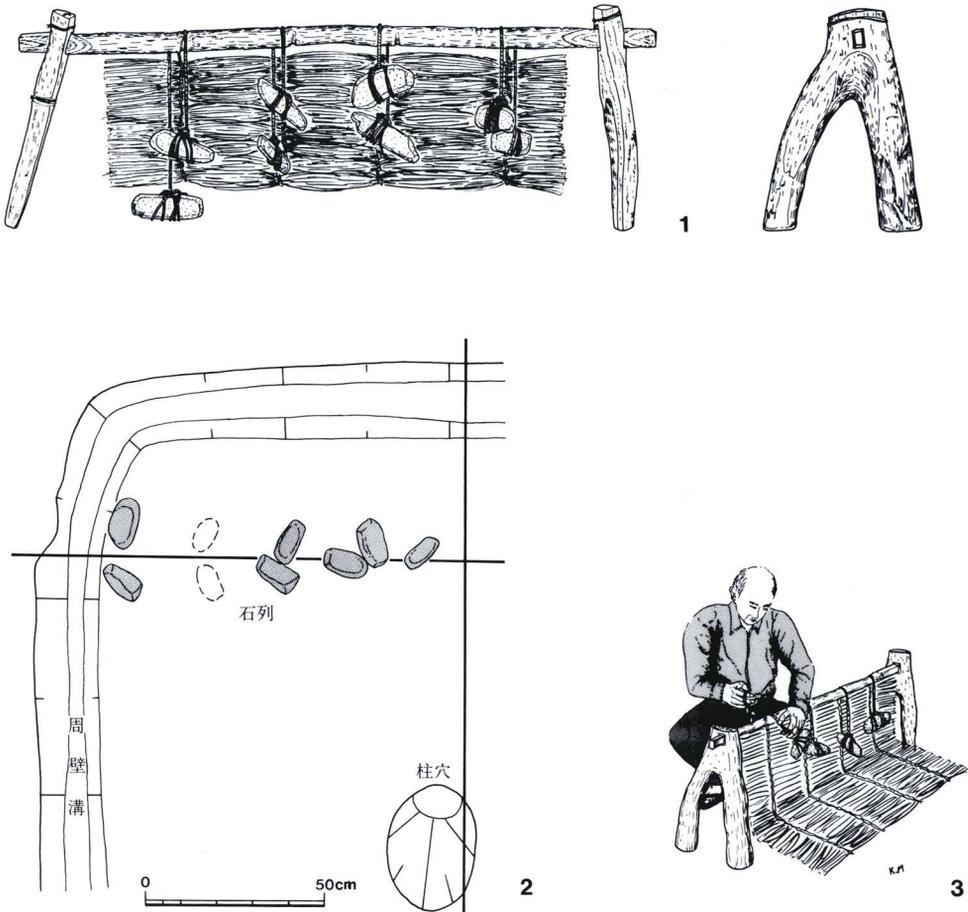
いわゆる編物石の出土状態 久下東遺跡第2次調査地点の第3、8号住居址からは、扁平な自然礫が集中して検出された。古墳時代の住居址におけるこのような石材のあり方については、東京都中田遺跡の調査時（岡田、他 1968）や、本庄市内の各調査時にも往々にして確認されている。その用途に関する研究は様々な見解を提示しているが、これらを概説的に照会し、集成を行なった柿沼幹夫氏は、県内の民具例をあげられ、結論的には編物用の石製錘具、すなわち、いわゆる編物石である可能性が大きいとされている（柿沼 1979）。

本庄市内においても遺構内より出土するものと同種の礫を錘として用いた俵編みの作業はご



第19図 第1類扁平礫分布状態集成

く最近まで行なわれていた。第20図は市内今井1069番地在住の内田友八氏所蔵の民具⁽⁴⁾で扁平礫を2個1組とし8個の石錘よりなる。県内の他例では八人坊主と呼称されている(柿沼 1979)らしいが、ここでは名称がない。ただし、石錘を掛ける横棒と脚は木馬^{キンマ}と呼ばれ、石はさげ石と名づけられている。横棒は松材を用い、等間隔にキザミを入れている。これは細縄紐4本分の位置及び、編物の長さを整えるためで、長さは140cm、幅4cm。脚は二又状に別れた檜を半裁し、長方形の孔をうがって先の横棒を差し込んでいる。高さ45cm。この器具に錘が垂らされた状態で、地面に落下した様子は遺物として見られる、いわゆる編物石の出土状態に近い(第20図1、3)。また、石錘となる形態の石は小山川、利根川より採集されているが、今井方面では意外とみつからないため、使用しない時はまとめてしまっておくといわれる。その方法については床にそのまままとめておく場合と、シュロあるいは縄で簡易の網を作り、柱にかけておく⁽⁵⁾(これをカルコ網籠という)方法があり、やはり住居址内でみられる集石された状態を想起させる。なお、実際に作業を行う期間は冬仕事として男衆が作ったといわれる。



第20図 俵編み民具資料 1. 俵編み具実測図 2. 第8号住居址の石列
3. 俵編み具使用状態

住居跡内出土の扁平な礫の諸分析は、まだ詳細に研究されていないようである。前提として出土状態の分類を試みた。

- 第1類 2個1組あるいは、それに近い状態で列をなす。
- 第2類 積み重ねられたり、かき集められたような集石状態を示す。
- 第3類 ある程度まとまりを見せるが、散乱に近い状態を呈する。
- 第4類 単独もしくは2、3個程度みられる。
- 第5類 覆土中に散乱しているなど。

をあげうる。第1類については言うまでもなく、民具資料が指示するごとく俵編み用石錘との関連を示唆している。第2類は未使用時の集中保管を暗示し、前者と考え合わせると住居内の作業場の推定に一助をあたえるものであろう。第3類は廃棄の可能性もあるが、いわゆる編物石とは別種の用途も考慮すべきである。そのような意味では第4類も同様である。第5類は攪乱ないし、投棄遺棄を物語っている。

さて、今回は特に第1類の出土位置について検討してみる。

埼玉県内における第1類の検出例は少ないが、本遺跡第8号住居址例と同様な出土状態を示すものに近隣の下田遺跡第43号住居址があげられる。両例とも柱と壁面の間で、壁に平行するようにならびに並ぶ。壁面に平行する例は、古川端遺跡第10号住居址にもみられる。上組遺跡第2号住居址では壁と柱をむすぶ線上に直列している。これらに対し、中道遺跡第22号住居址はコーナー付近に壁面に対し斜めに列石がみられ、夏目遺跡第9号住居址、中道遺跡第32号住居址、原遺跡第12号住居址の一群も同様な状態を見せている。このような石列が俵編み具の石錘であることを前提とすれば、その主軸をもとめると、第19図に見るごとく、これらの石をかけた横棒はコーナー付近の壁面を利用した状態か、上屋構造の骨組みから吊されたような状態、あるいは壁面と柱を用いた状態を反映している。何れもコーナー付近に見られ、中央部や住居内の広い空間をしめるものではない。前記の民具資料を前提とすれば、石列の立地は住居内空間中の作業場を指示しているものと考えられる。

補 注

- (1) 本庄北泉公民館の塩谷 栄主事より御教示を得た。記して感謝します。
- (2)、(3) 本庄市史編集委員である水島治平氏の御教示による。記して感謝します。
- (4) 本庄南公民館長押川茂作氏、加川京子主事の紹介により、内田友八氏から使用法等について御教示を得た。各位に対して記して感謝する次第である。なお、内田氏の民具資料は、その後市立歴史民俗資料館へ寄贈をうけた。
- (5) 本庄西公民館主事藤倉誠光氏の御教示による。記して感謝する。

引用参考文献

- 岡田淳子・他 1968 『八王子中田遺跡』資料編 八王子中田遺跡調査会
- 柿沼幹夫 1979 「下田遺跡43号住居跡出土の河原石について」『上越新幹線埋蔵文化財発掘調査報告—Ⅲ—下田・諏訪』 埼玉県遺跡発掘調査報告書 第21集 埼玉県教育委員会
- 金井塚良一・梅沢太久夫編 1978 『原・清水南』 上里町教育委員会
- 河西 学 1981 「重鋳物分析」『倉林後遺跡』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第3集
- 栗原文蔵・井上尚明・杉崎茂樹 1982 『埼玉県埋蔵文化財調査年報』 昭和57年度 埼玉県教育委員会
- 小林国夫編 1965 『関東ローム』 関東ローム研究会
- 埼玉県教育委員会 1980 『埼玉縣市町村誌』 第20巻
- 佐々木幹雄・荒川正夫・他 1980 『宥勝寺北裏遺跡』 宥勝寺北裏遺跡調査会
- 笹森健一 1981 『埋蔵文化財の調査(Ⅲ)』 郷土史料 第26集 上福岡市教育委員会
- 本庄市史編集室編 1976 『本庄市史』 資料編
- 本庄市教育委員会編 1978 『御手長山古墳発掘調査報告書』
- 本庄市教育委員会編 1982 『旭・小島古墳群発掘調査報告書』
- 本庄市教育委員会編 1983 『二本松遺跡発掘調査報告書—県道本庄・鬼石線道路改良事業に伴う発掘調査報告Ⅰ—』 本庄市埋蔵文化財調査報告 第5集 1分冊
- 本庄市教育委員会編 1984 『本庄遺跡群発掘調査報告書』 本庄市埋蔵文化財調査報告 第6集
- 増田一裕 1984 「埼玉県北西部の旧石器」『旧石器考古学』28 旧石器文化談話会
- 横川好富編 1978 『上越新幹線埋蔵文化財発掘調査報告—Ⅱ—東谷・前山2号墳・古川端』 埼玉県遺跡発掘調査報告書 第16集 埼玉県教育委員会
- 早稲田大学本庄校地文化財調査室編 1980 『大久保山Ⅰ』

第5章 結 語

本庄市内における周知の遺跡は、現在167ヶ所以上が確認されている。これは市域の約 $\frac{1}{3}$ にあたり、今後発見される未確認の遺跡をも含めれば、開発行為に対するこれらの保護対策が一課題として残されている。今回の発掘調査地域は本庄市の南部にあたり、付近ではまったく遺構の有無、確認が行われていない状態であった。土地改良等がかつて実施されたにもかかわらず、第2調査地点では多くの住居址が検出され、当地域周辺においても、埋蔵文化財の包蔵が確認されたわけである。

久下東遺跡第1次調査地点ではすでに遺構の大半が消滅していたが、旧河川を検出しており、台地上を流れる水系の研究に一資料をあたえている。第2次調査地点は調査面積が400㎡と少なかったわりには極めて密集して住居址が検出されたことは、当集辺が集落址の中心であったことを物語っており、近隣の東谷、下田、大久保山遺跡等の集落跡とともに古代行政区の研究、集落論、あるいは古墳時代における地方史研究に貴重な成果が得られた。

本庄市遺跡群は現在、国庫補助金を得て鋭意保護のための諸事業を実施しているが、今回の調査でも判明したごとく、各遺跡の範囲、性格、規模等多くの確認作業が山積みになっているが、埼玉県教育局文化財保護課をはじめ、関係各位の方々の御指導、あるいは猛暑寒風の中、諸作業を快く手伝っていただいた茂木秀敏氏、補助をされた大東今日子女史等に敬服する次第である。

今後も今日の本庄市盛行に至った歴史を調べ、明日の本庄市を建設する資料として、また、祖先の築き上げた文化遺産を後世に残すため、その保護と活用を実施していくことを前提に昭和57年度の発掘調査報告・遺構編の筆を置く。

昭和60年2月28日

K・M記

写 真 图 版



1 第1次調査地点遠景



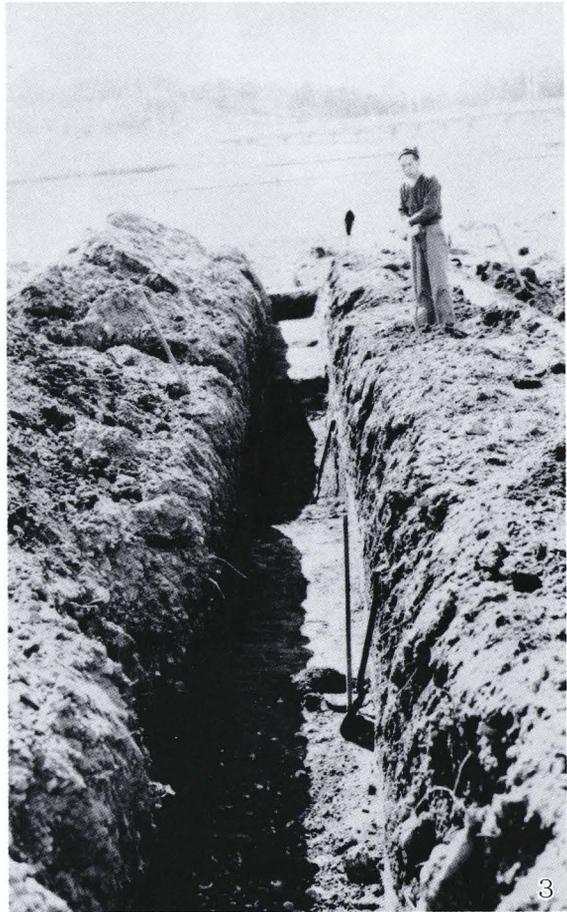
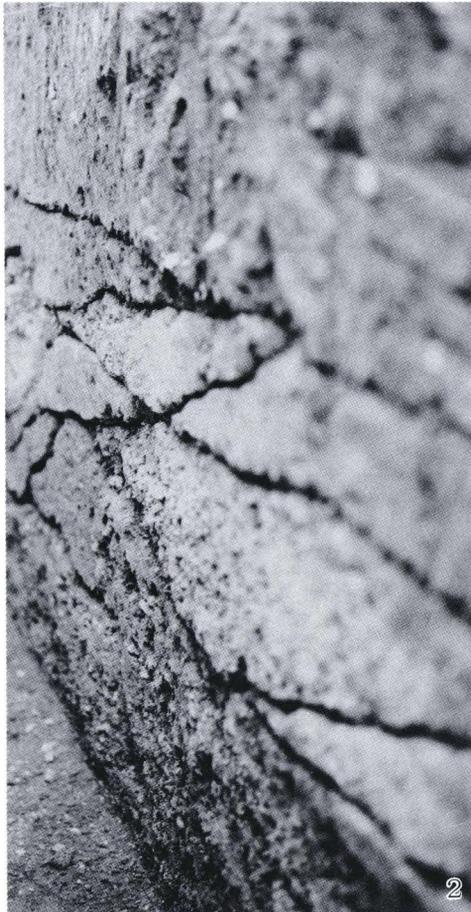
2 第1次調査地点溝2



1 第1次調査地点作業風景



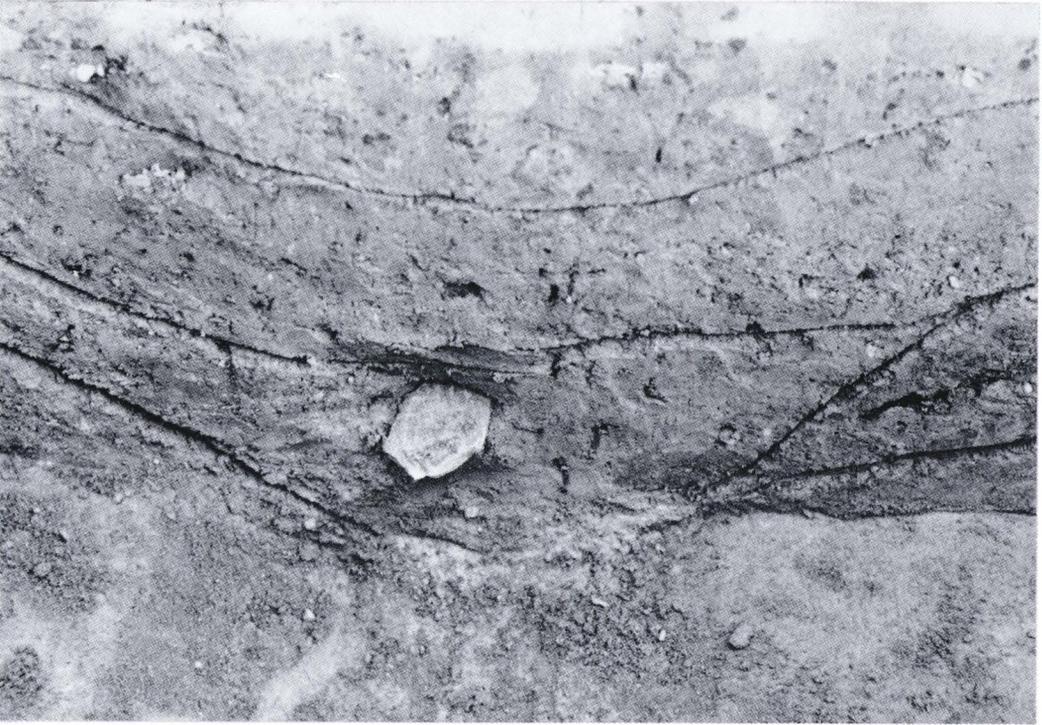
2 同上



1、第1次調査地点第2トレンチ

2、第2トレンチ砂礫堆積状態

3、第1トレンチ開掘状態



1 第1次調査地点溝1断面



2 第1次調査地点溝2断面



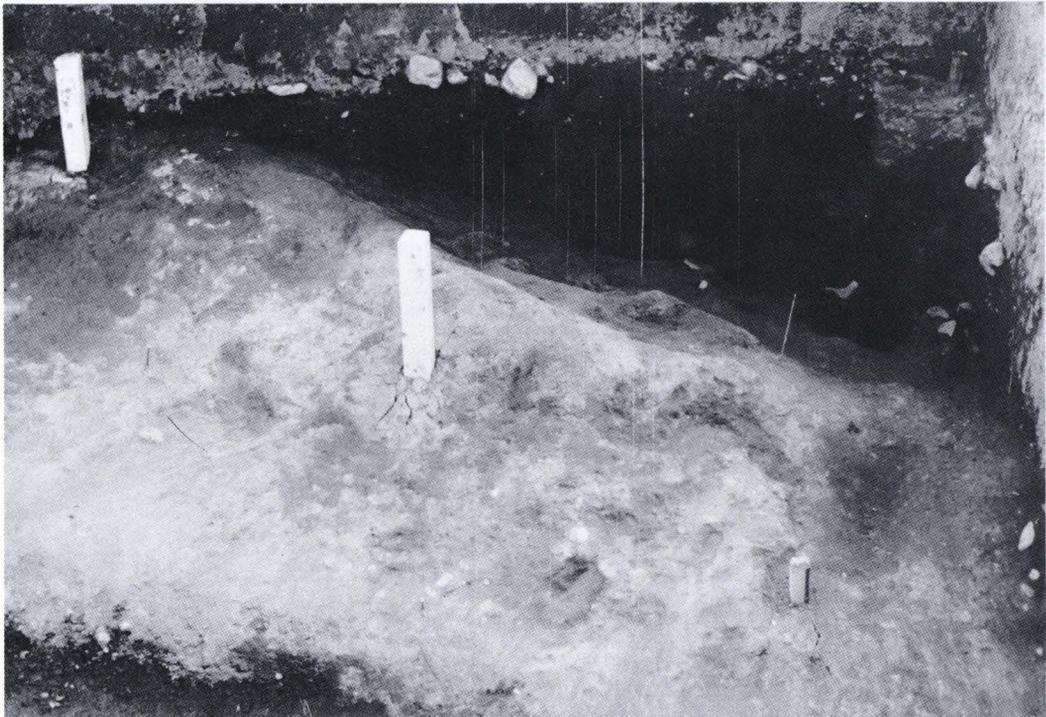
1 第1次調査地点敷石検出状態



2 同上（トレンチ拡張後検出状態）



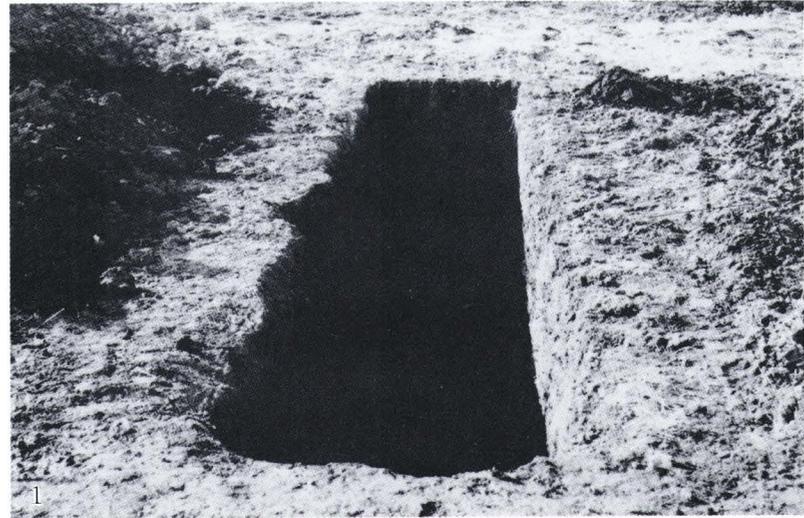
1 第1次調査地点溝3上敷石

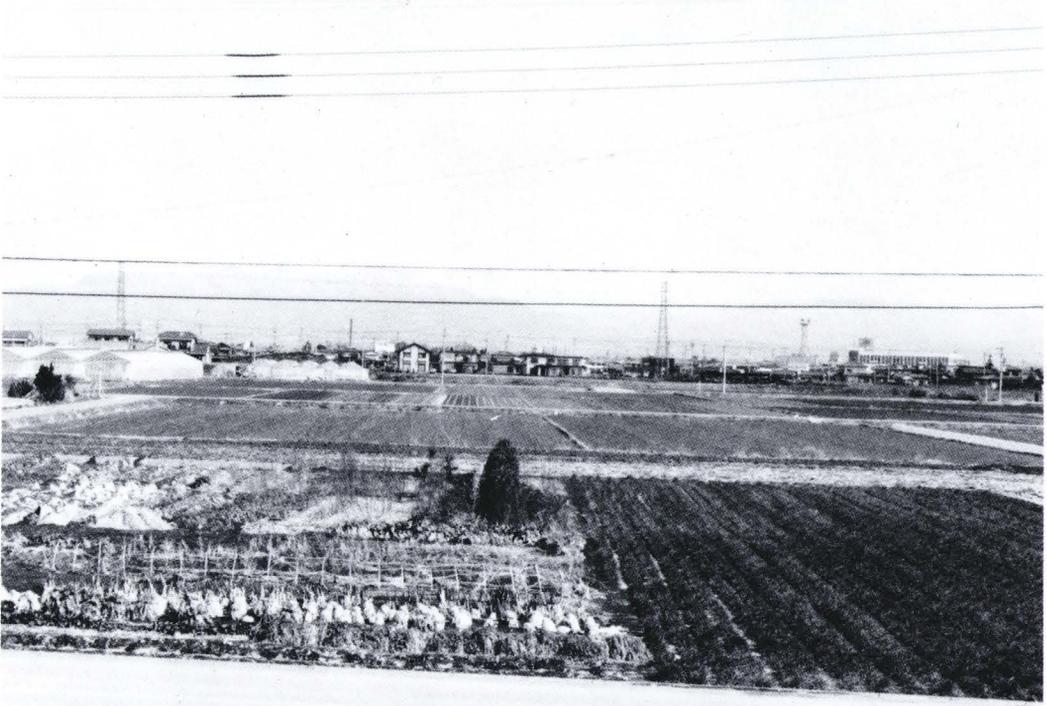


2 第1次調査地点溝3



- 1 第1調査区西側試掘トレンチ状態
- 2 同トレンチ内土層状態





1 久下東遺跡(第2次調査地点付近)遠景



2 第2次調査地点近景



1 第2次調査地点発掘風景



2 同上



1 第2次調査地点遺構全景



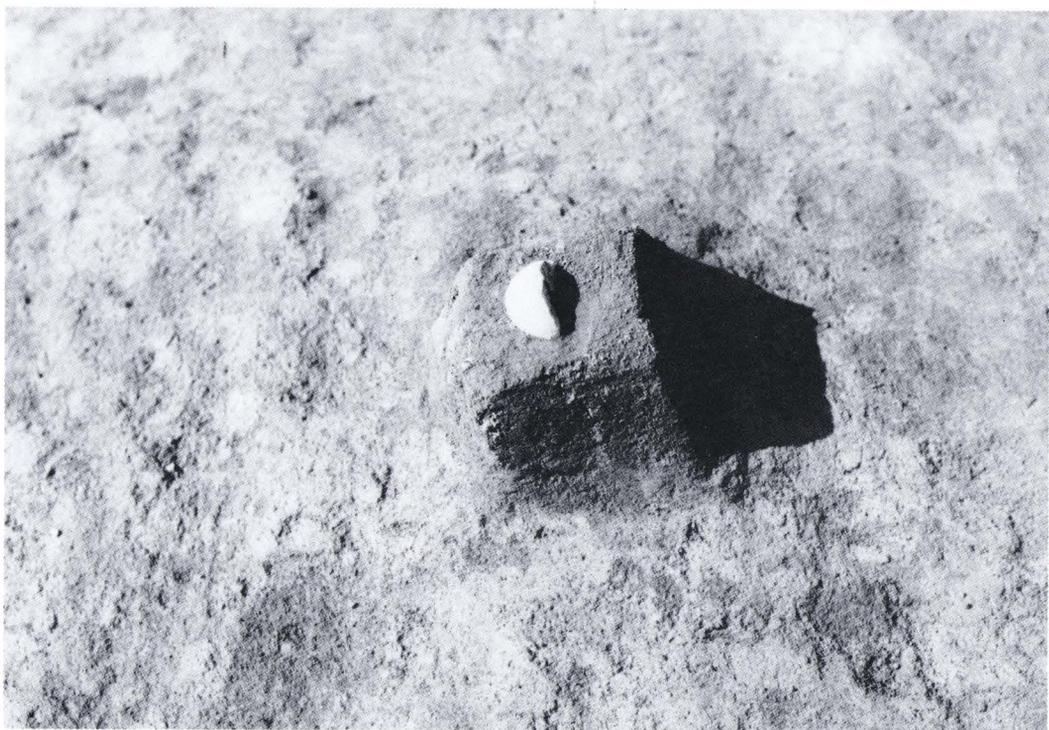
1 第1号住居址



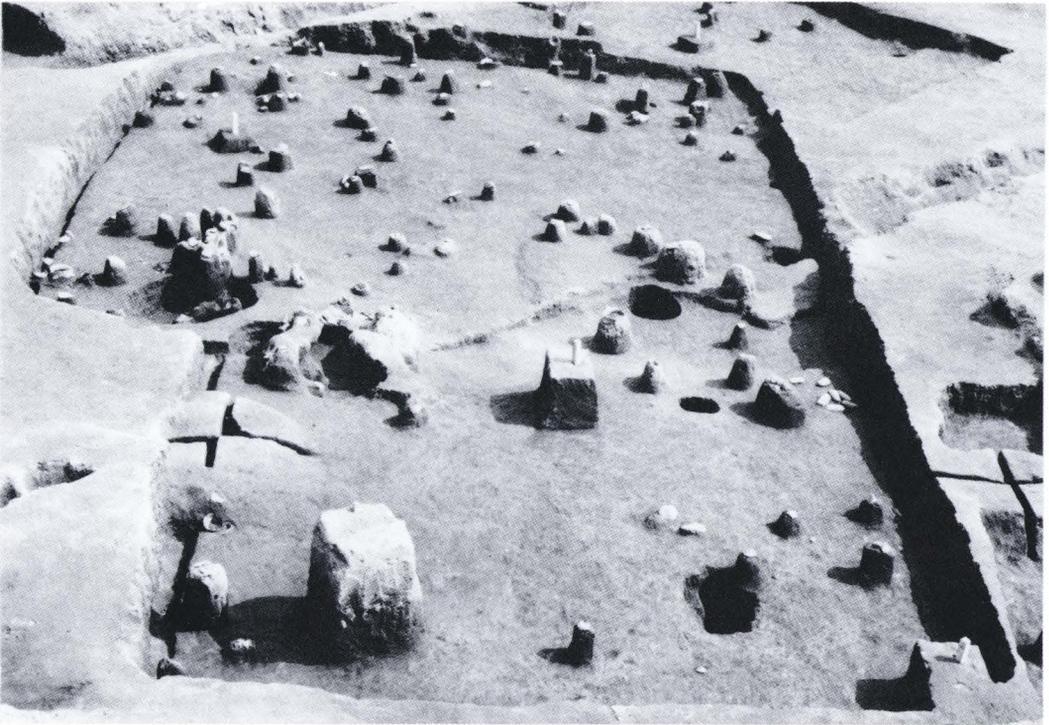
2 第1号住居址内土器出土状態



1 第1号住居址土器出土状態



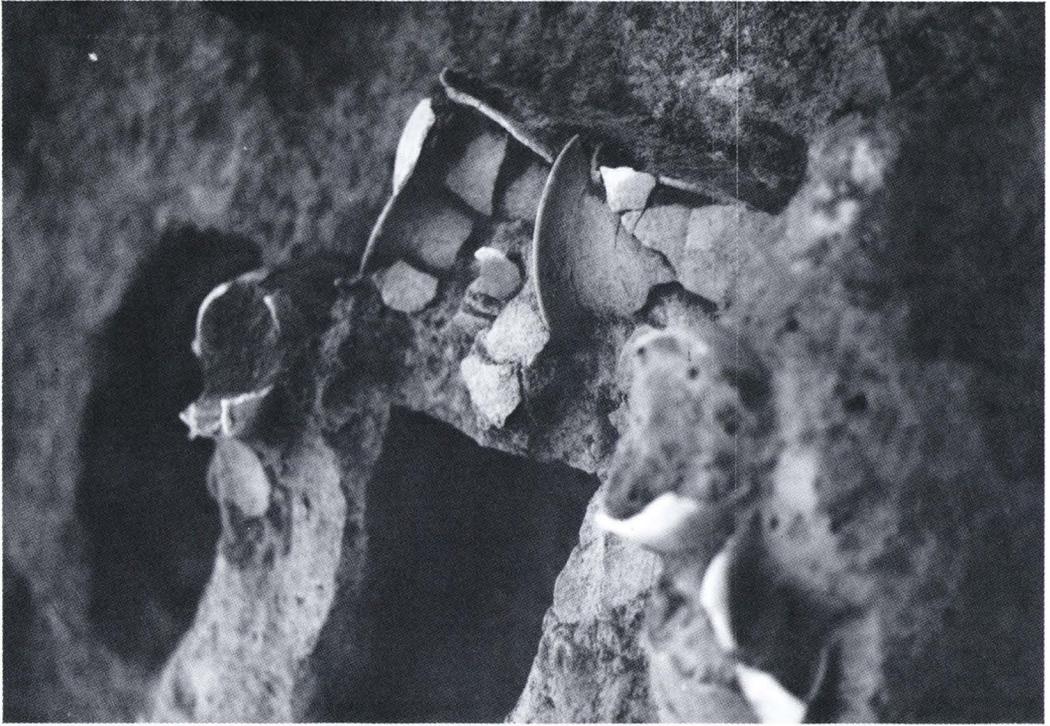
2 第1号住居址紡錘車出土状態



1 第2(後方)、3(手前)号住居址



2 第2号住居址カマド



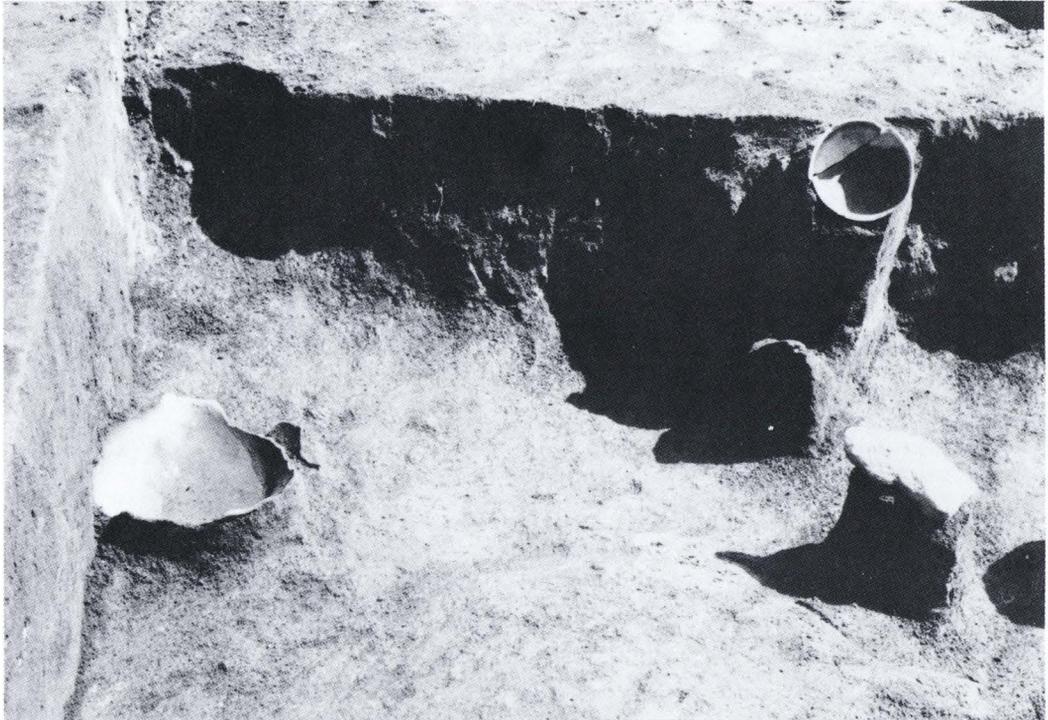
1 第2号住居址カマド



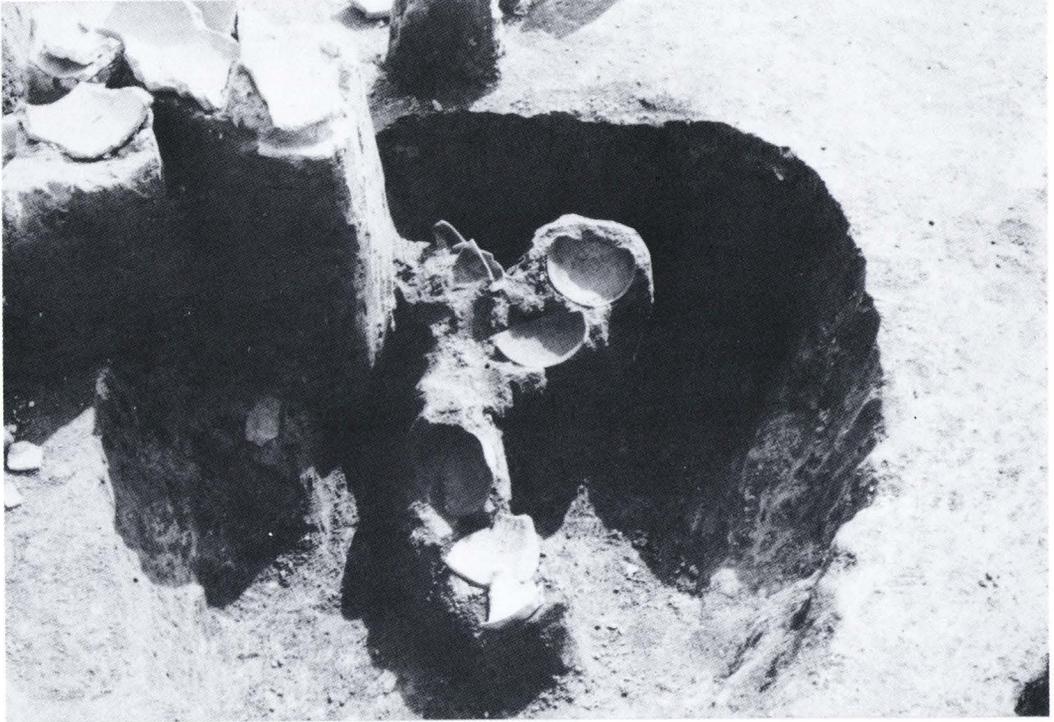
2 同上



1 第2号住居址土器出土状態



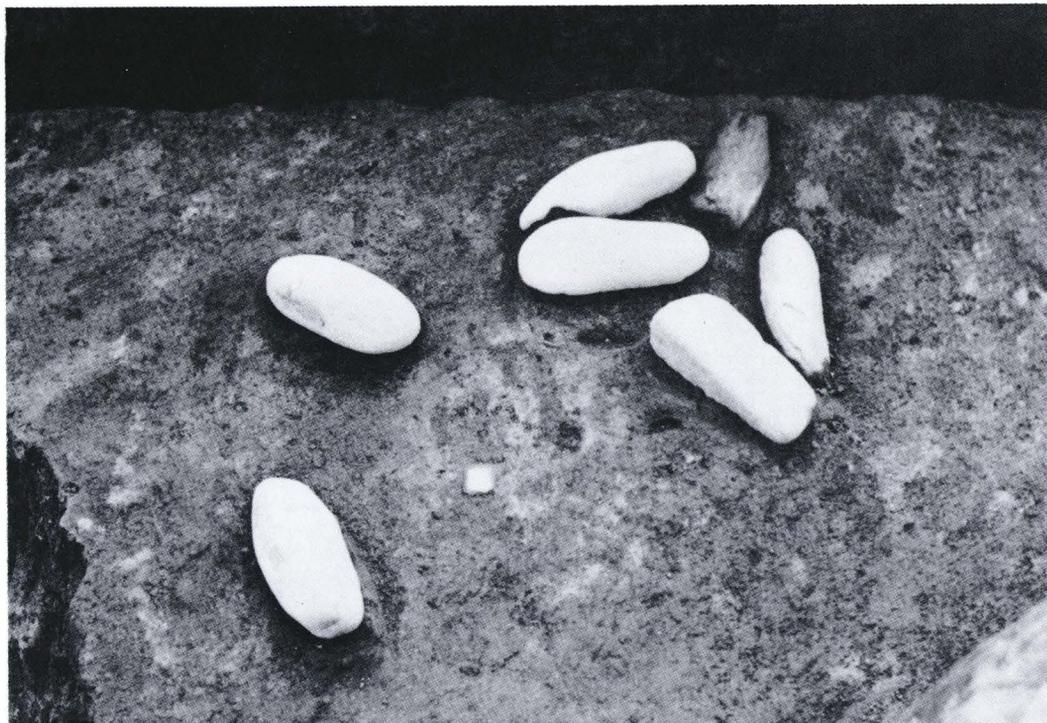
2 同上



1 第2号住居址貯藏穴内土器出土状態



2 第2号住居址内円筒埴輪出土状態



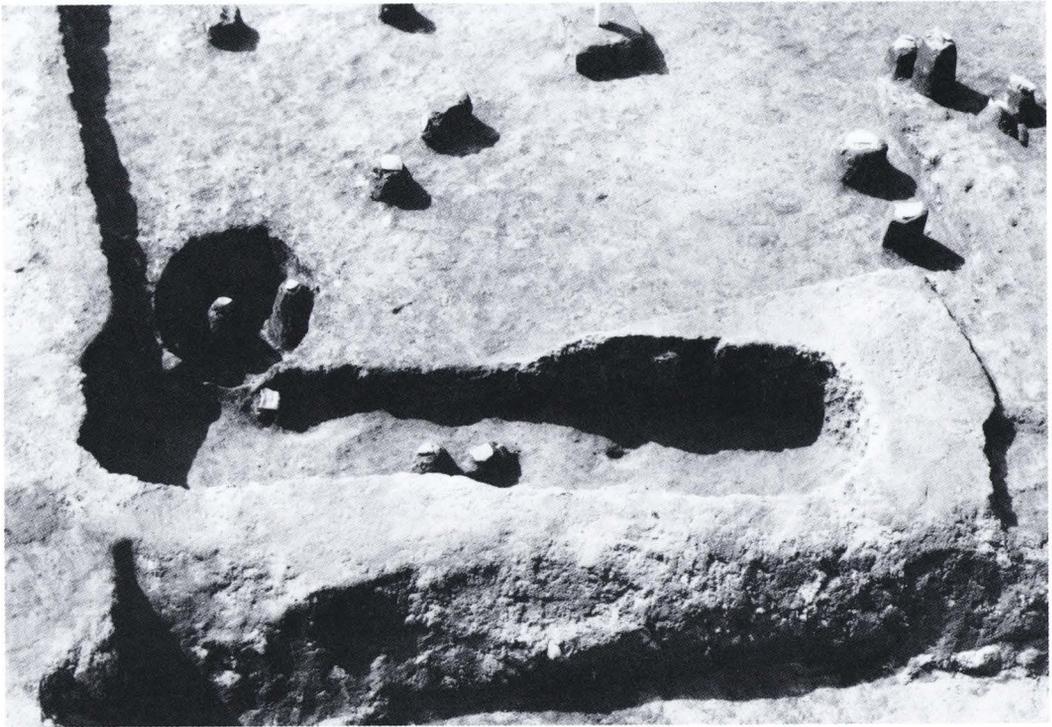
1 第3号住居址扁平礫出土状態



2 第4号住居址



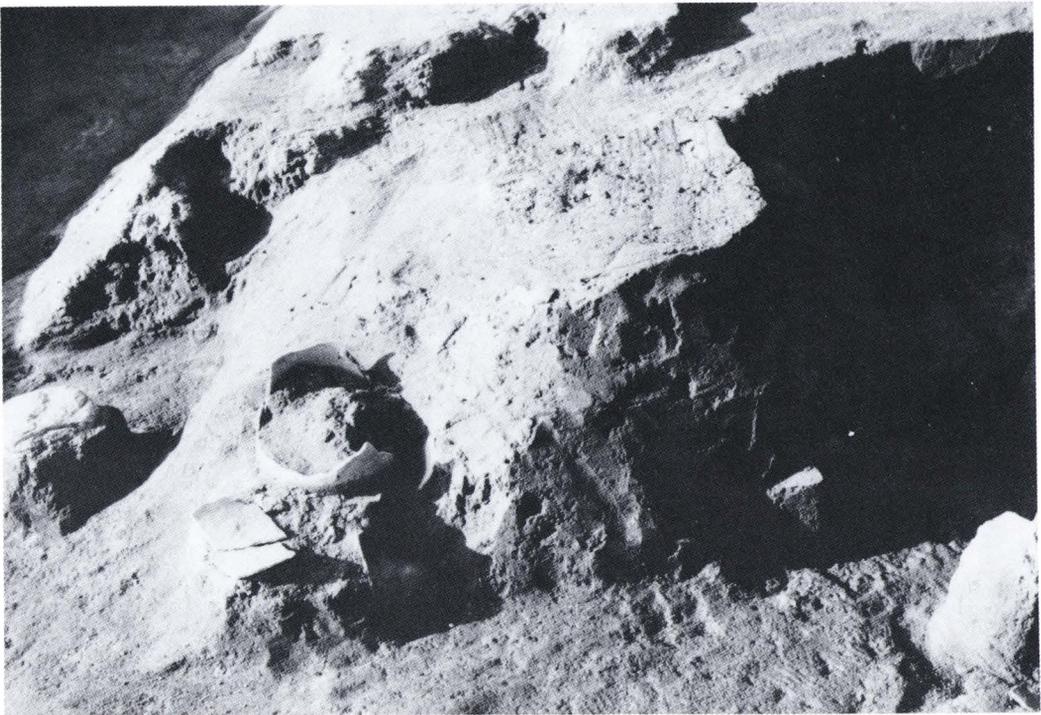
1 第2、4号住居址切り合い状態



2 土壇1検出状態



1 第5号住居址



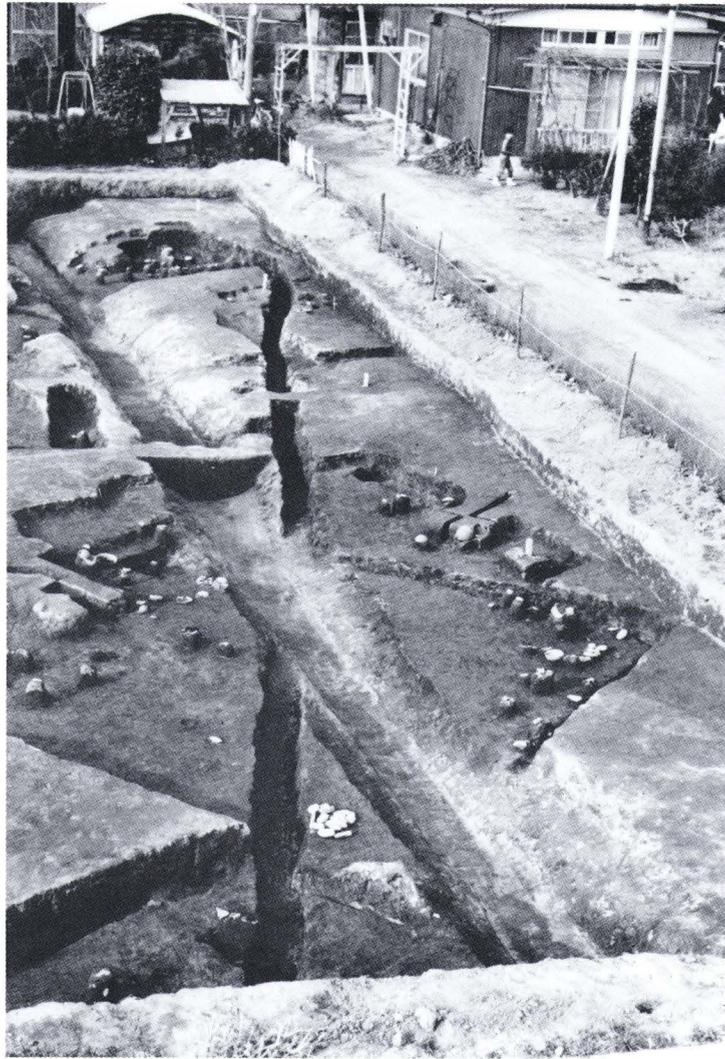
2 第5号住居址内カマド



1 第6、12、13号住居址、ピット群



2 同上



1 溝1、2。第8、9号住居址



2 第8号住居址



1 第8、9号住居址



2 第8号住居址内土器出土状態



1 第8号住居址カマド横床面土器出土状態



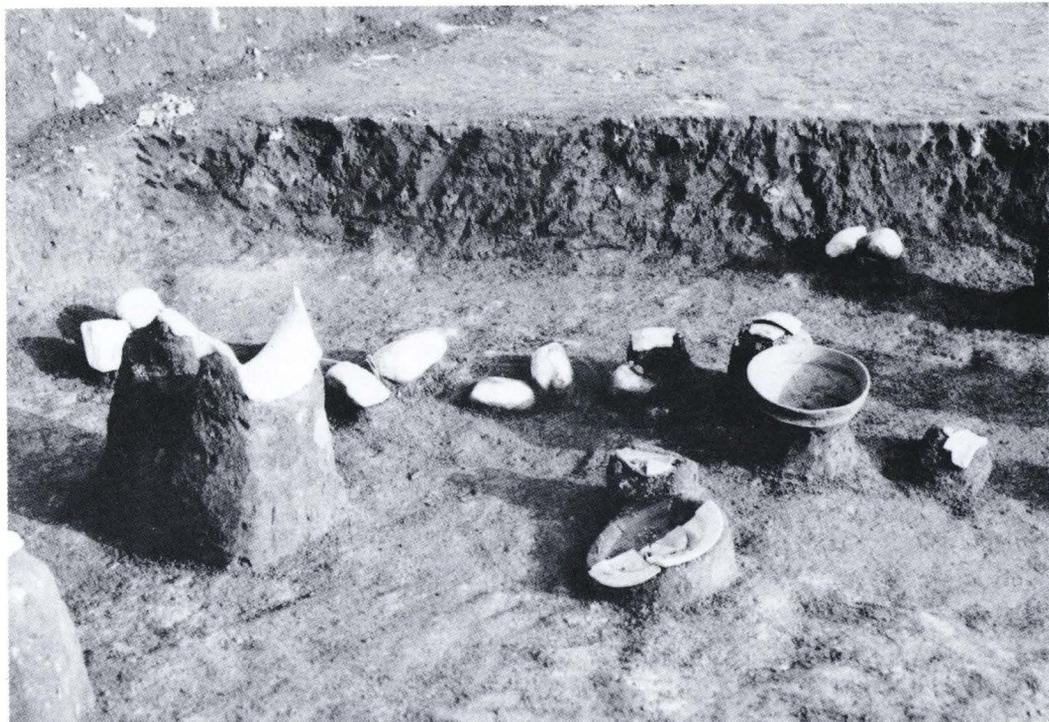
2 同上



1 第8号住居址床面出土土器



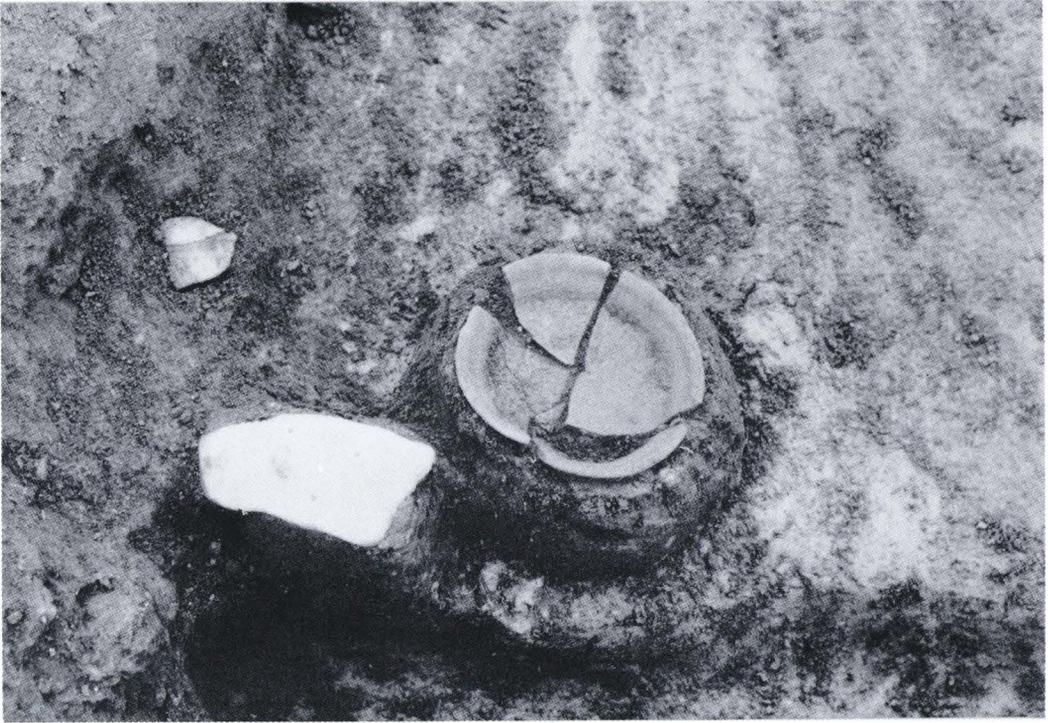
2 同上



1 第8号住居址内南東部土器出土状態



2 第8号住居址南角扁平礫集石状態



1 第8号住居址カマド左側土器出土状態



2 第9号住居址土器出土状態



1 第10号住居址



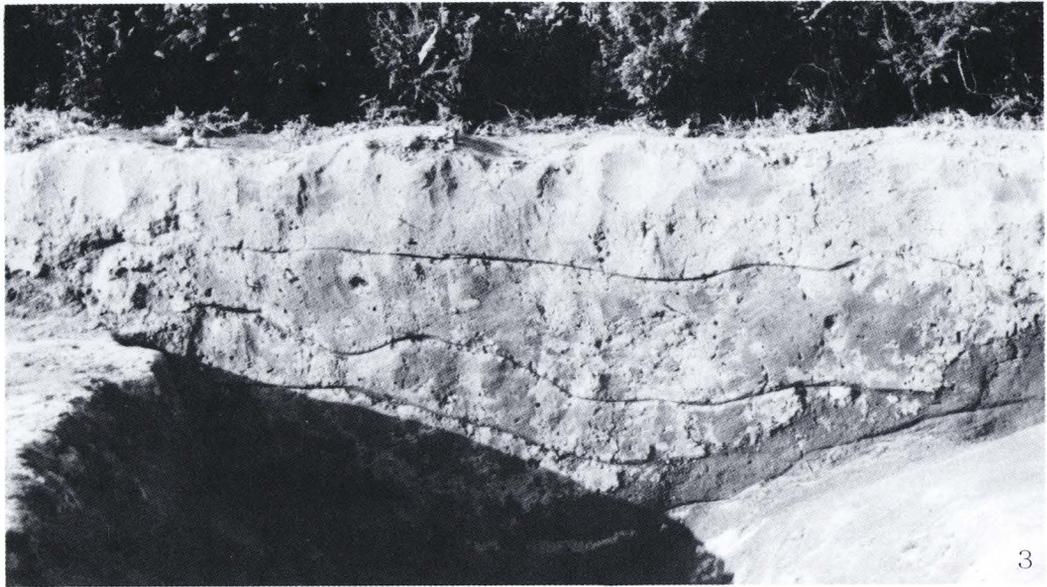
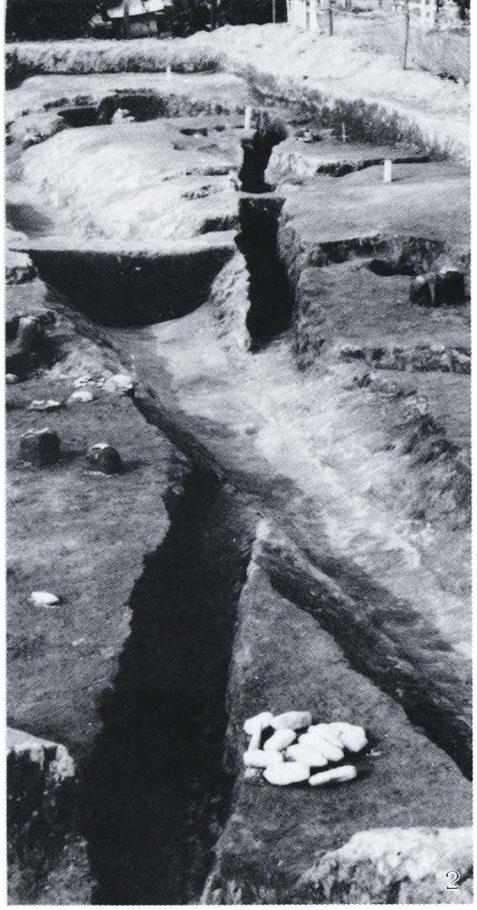
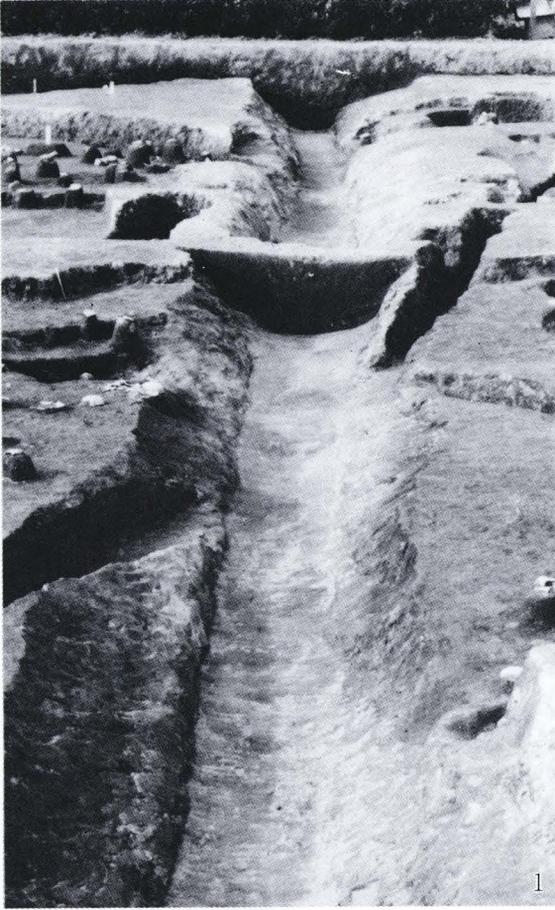
2 第11号住居址



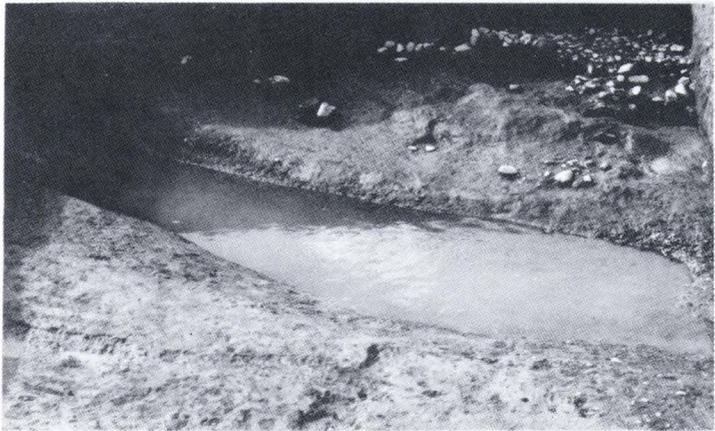
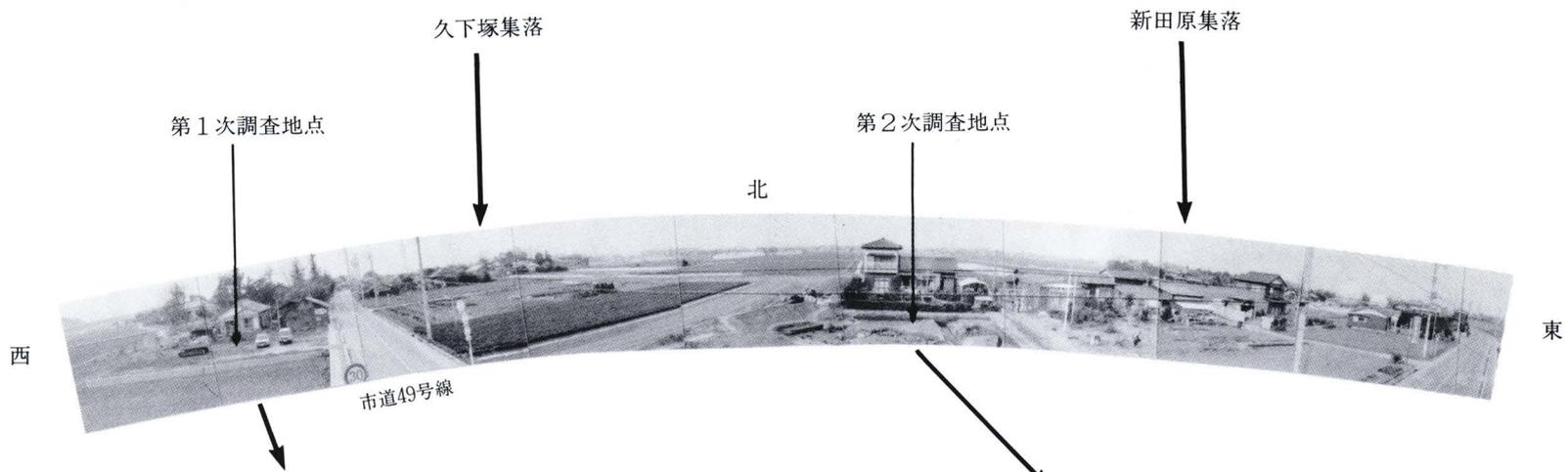
1 第11号住居址内环出土状態



2 同上



1 溝1、 2° 溝2、 3° 溝1断面



1 久下東遺跡パノラマ写真

